

I 男女共同参画の推進状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

(1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野でグローバル化が急速に進展しており、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組等を理解し、その成果や経験を十分に活用することが大切です。

<数値目標>

「男女共同参画社会」という用語の周知度

H23年度末 100%

「男女共同参画社会」という用語の周知度を100%にすることを目標としています。

図1-①

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査(H22)」(以下、本編において「県民意識・実態調査」という。)によると、県民の男女共同参画社会のイメージは「全ての人が尊重される社会」「公正な社会」「暮らしやすい社会」など肯定的な回答が多数でした。H17に比べ、「活気がある社会」をイメージする人が10.1%も増加しています。

図1-②

「県民意識・実態調査」によると、「男女共同参画社会」という用語を「知っている」人は40.1%、「見たり・聞いたりしたことがある」人は32.3%になっています。用語の周知度は、72.4%になります。

<数値目標>

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合を、賛成する人の割合より5.0ポイント高める

図1-③

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成する人が40.6%(全国41.3%)、反対する人が45.7%(全国55.1%)で、反対が賛成を5.1ポイント上回り、また反対する人の割合がH17より3.8ポイント多くなりました。しかし、全国(内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(H21)」)と比較すると、反対する人の割合が9.4ポイント少ないという結果がでています。(「県民意識・実態調査」)

男女共同参画社会の実現が望ましいとしているものの、具体的行動には至っていないことがうかがえます。

また、社会における様々な慣行の中には、明らかに性別による区分を設けていない場合でも、固定的な性別役割分担意識を反映し、社会における男女の活動の選択に影響を及ぼす慣行が、今なお残っているといえます。

このようなことから、家庭・地域・職場等の身近にある性別による役割分担という固定観念にとらわれた社会慣行や表現を意識し、男女共同参画の視点に立って見直しをしていくことで、男女平等意識を県民一人ひとりが持てるようにしていくことが重要です。

(2) 男女共同参画にかかる情報収集・提供等

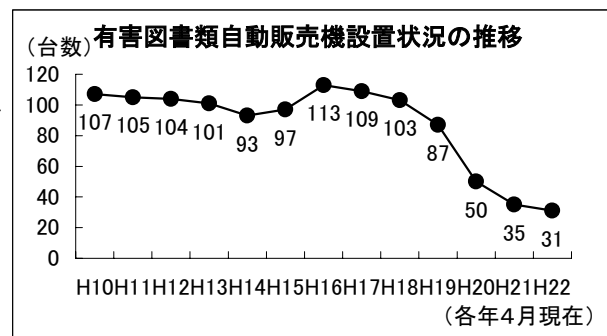
男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、行動していくことが大切です。そのために、県民の男女共同参画に係わる現状や意識等について調査し、その成果を啓発事業等に反映します。また、わかりやすい意識啓発や情報提供を行います。

(3) メディアにおける男女共同参画の推進

性や暴力に関する有害情報がインターネット等で発信されたり、有害図書類等が販売されるなどの有害環境を浄化していく対策を推進しています。

有害図書類自動販売機の設置台数は、H15年、16年と増加しましたが、H17年からは減少し、H22年には最大設置台数(H16:113台)に比べ3割程度まで減少しています。

(資料:社会教育課)



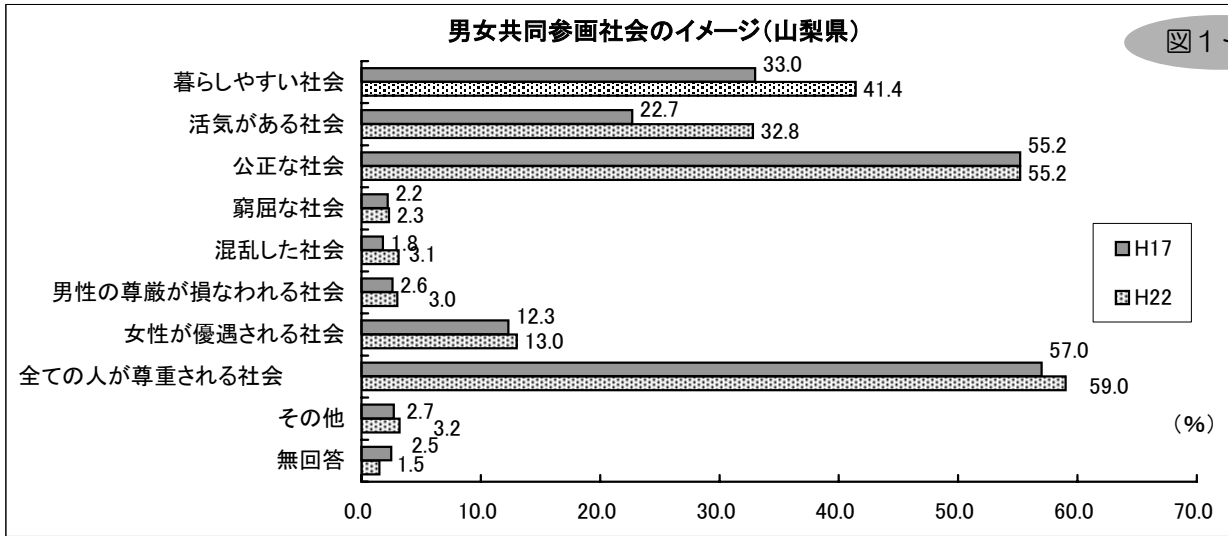
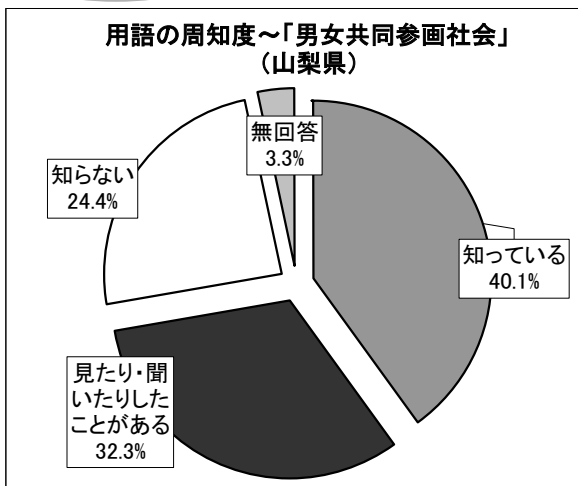


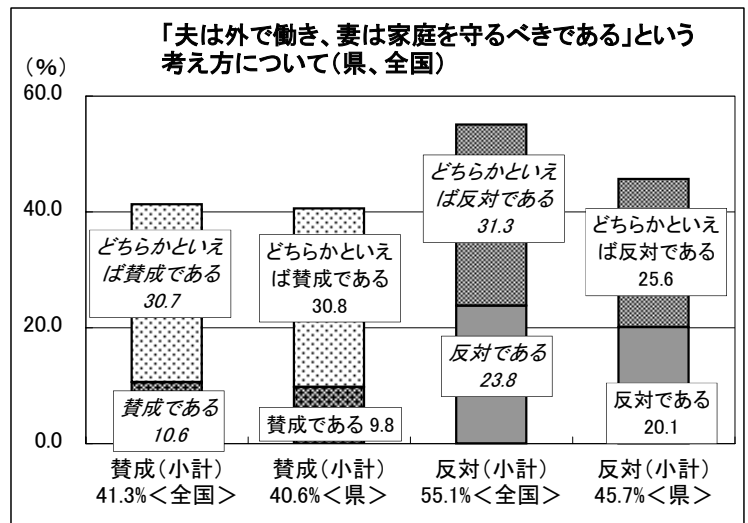
図1-①

(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

図1-②

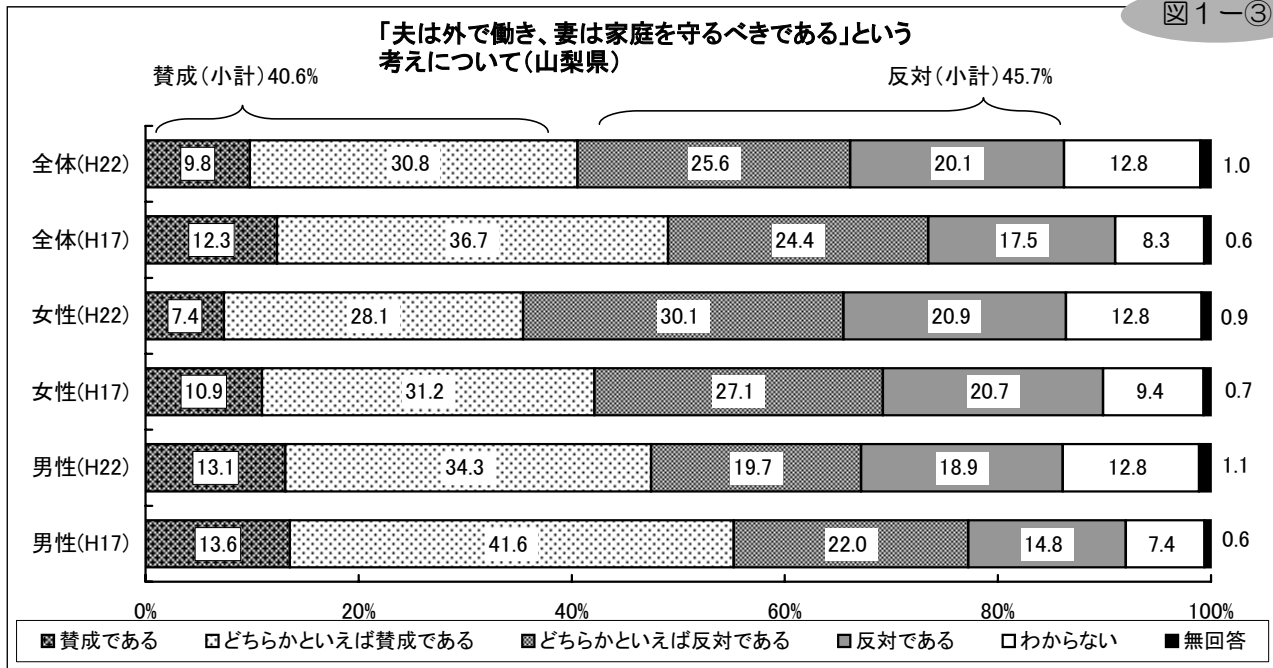


(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)



(資料: 内閣府 平成21年度男女共同参画に関する世論調査 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

図1-③



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 学校教育における男女平等を推進する教育と学習の充実

図1-4

H17年に実施した前回調査と比較すると、「平等」の割合が全分野とも増加しています。

『学校生活において』は「平等」の割合が高いが、その他の分野では「男性優遇」である。「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」の合計)の割合が高くなっています。

男女共同参画について幼少期から正しく理解し自然に行動するためには、発達状況に応じた教育の果たす役割が大きいことから、学校では人権の尊重を基本とする性別にとらわれない男女の平等、相互理解、協力についての教育を進めることが重要です。

図1-5

H22年3月の高等学校卒業生の進学率は、男性の大学学部進学が58.0%、女性の大学学部進学が45.3%となっています。

S60年3月卒業生と比較すると、男性の大学学部進学で32.5ポイント、女性の大学学部進学で34.8ポイント上昇しています。

(2) 社会教育等における男女共同参画の推進

社会においても、男女共同参画に関する学習機会を充実し、県民一人ひとりの意識の醸成を図っていくことが大切です。その際、これまで男女共同参画についての情報に触れることが少なかった男性や勤労者、若い世代等に向けた学習機会の充実を図っていくことが重要です。

(3) 生涯にわたる学習活動の支援

図1-6

「やまなしまなびネット」により、インターネットを通じて学習情報等を提供しています。また、「キャンパスネットやまなし」では、県民の生涯学習を総合的に支援しています。これまでの入学者の6割強が女性となっています。(各年度末の入学者総数)

(4) 女性のエンパワーメントのための学習支援及び女性のチャレンジ支援

図1-7

男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合、ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士)では、男女共同参画社会実現のための学習、交流の拠点として各種事業を実施しています。

<数値目標>

男女共同参画推進センター 開催講座受講者数

H19年度～H23年度
までの5年間
60,500人

開催講座について

H21年度から講座の枠組みを変更しました。

<H19～H20>
パートナーシップセミナー、チャレンジ支援講座、
エンパワーメントセミナー、市民企画講座、出前講座

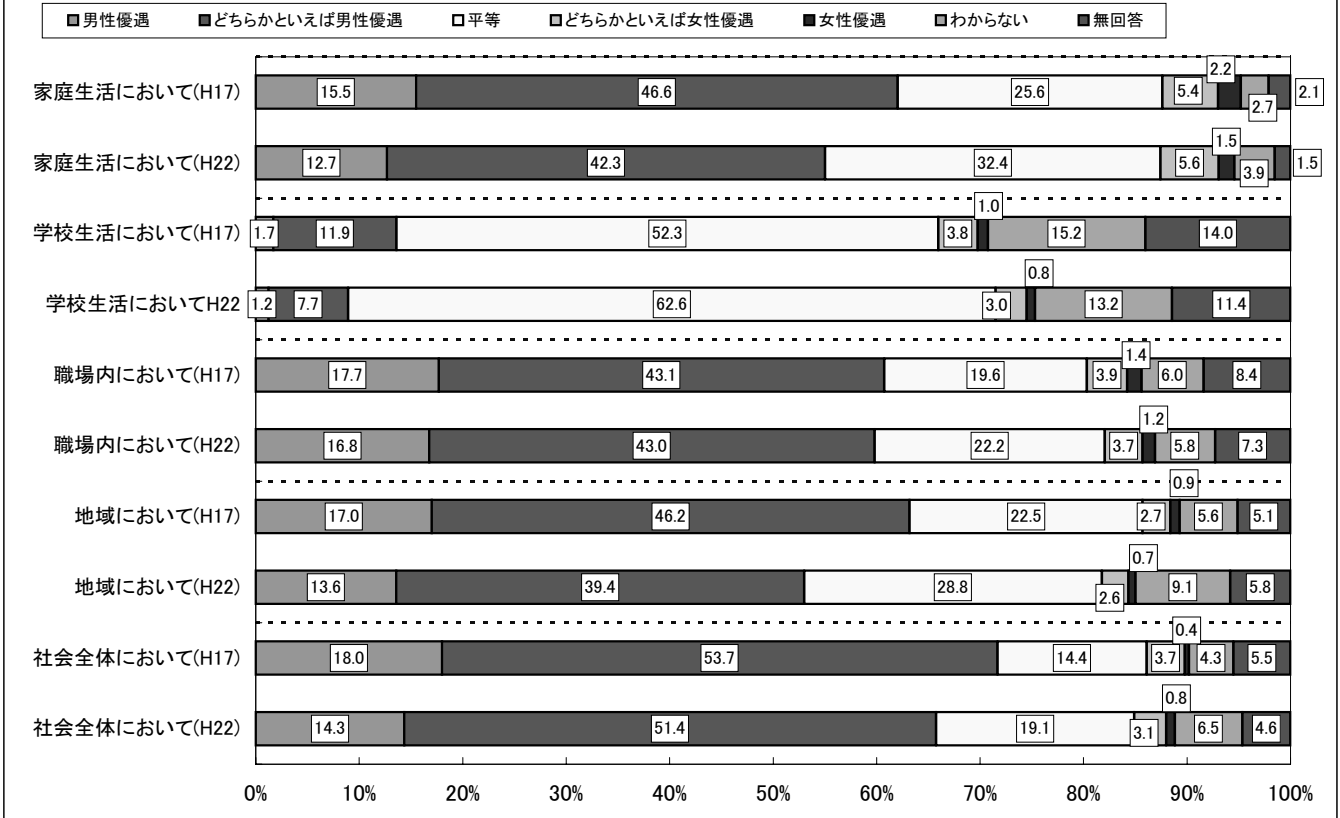
<H21～>
男女共同学講座、子育て親育て塾、自主事業
パートナーシップセミナー、チャレンジ支援講座、
エンパワーメントセミナー、市民企画講座、出前講座

～エンパワーメントセミナー～

男女が社会や地域で活躍するためには、社会システムの整備と共に両性の意識の向上が不可欠です。

そのための学習を行い、一人ひとりが主体的に活動し、自己決定する力を高めて社会参画する能力を養成することを目的としています。

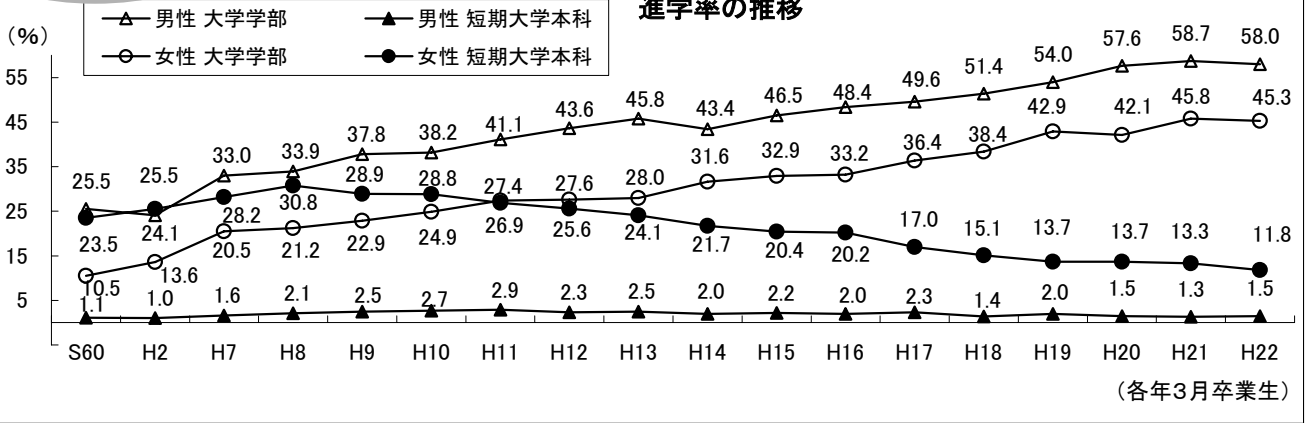
各分野における男女の不平等感



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

図 1-⑤

進学率の推移

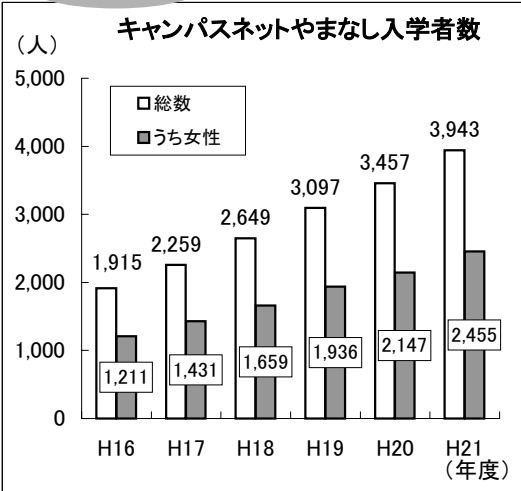


(各年3月卒業生)

(資料: 文部科学省 学校基本調査)

図 1-⑥

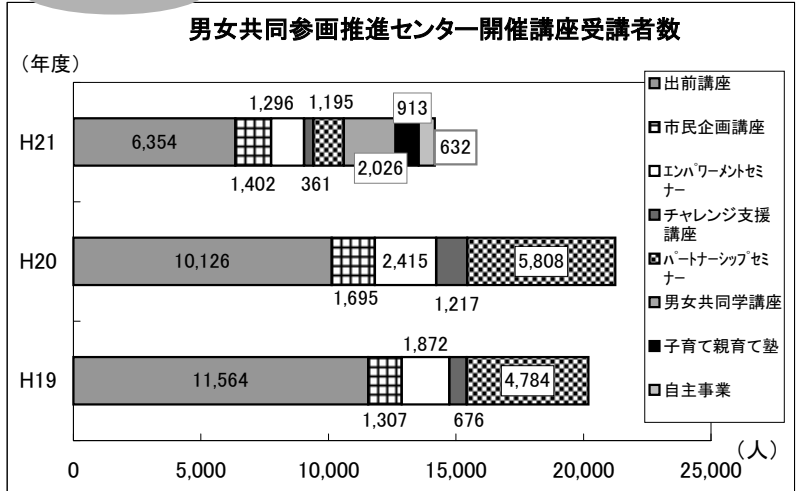
キャンパスネットやまなし入学者数



(資料: 生涯学習文化課)

図 1-⑦

男女共同参画推進センター開催講座受講者数



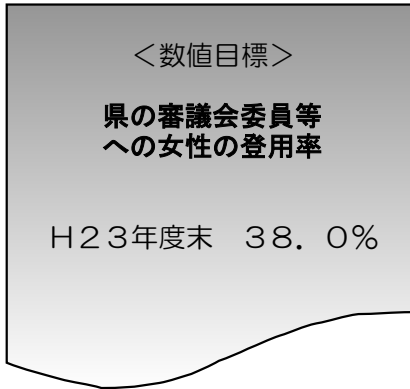
(資料: 男女共同参画推進センター)

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 各種審議会委員等への女性の参画促進

県民意識・実態調査によると、女性の活躍を促進するための行政や企業のあり方として、「重要な方針の決定過程に参画できる知識や能力を持てるような女性人材を養成する」、「女性の採用や管理職への登用などに目標を設け、女性の進出を促す計画をつくる」、「行政の審議会・委員会の委員などに女性を積極的に任命する」ことが重要であるという回答が多くなっています。



県の女性委員の割合は、H14年以降、H21年を除き、増加傾向にあります。都道府県の中では、13番目に高い割合となっています。(全国平均 33.9%)

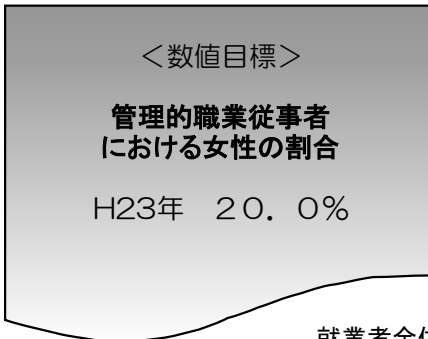
徳島県	47.0%
宮崎県	45.8%
山口県	41.7%
愛媛県	41.6%
島根県	40.7%
大分県	40.7%
福岡県	40.4%
静岡県	40.3%
鳥取県	40.3%
青森県	39.3%
岡山県	37.4%
佐賀県	37.3%

図2-2

市町村合併等により、H16年度をピークに女性委員数は減少しているものの、女性委員の比率は増加しています。

図2-3

市町村の女性議員数は横ばい傾向ですが、議員実数に対する割合では、増加傾向にあります。



※市町村女性議員の割合

H16. 4現在	6.2%
H18. 4現在	7.5%
H19. 5現在	7.9%
H20. 12現在	8.3%
H21. 12現在	9.1%
H22. 12現在	9.1%

図2-4

就業者全体に占める、女性の管理的職業従事者の割合は、数値としてはまだまだ低いものの、増加傾向にあります。



普通の女性が管理職になるのは難しい・・・

「管理職として働いている女性は、女性の中でも特別な存在であり、普通の女性が管理職になることは難しいと思いますか」

この問いに対して、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と考える人が約半数に上り、特に女性でそのように感じる人が多いという結果が出ています。

内閣府：「男女のライフスタイルに関する意識調査」(H21)

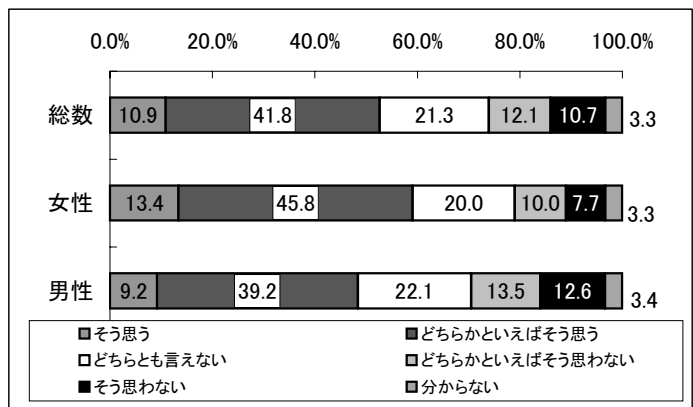
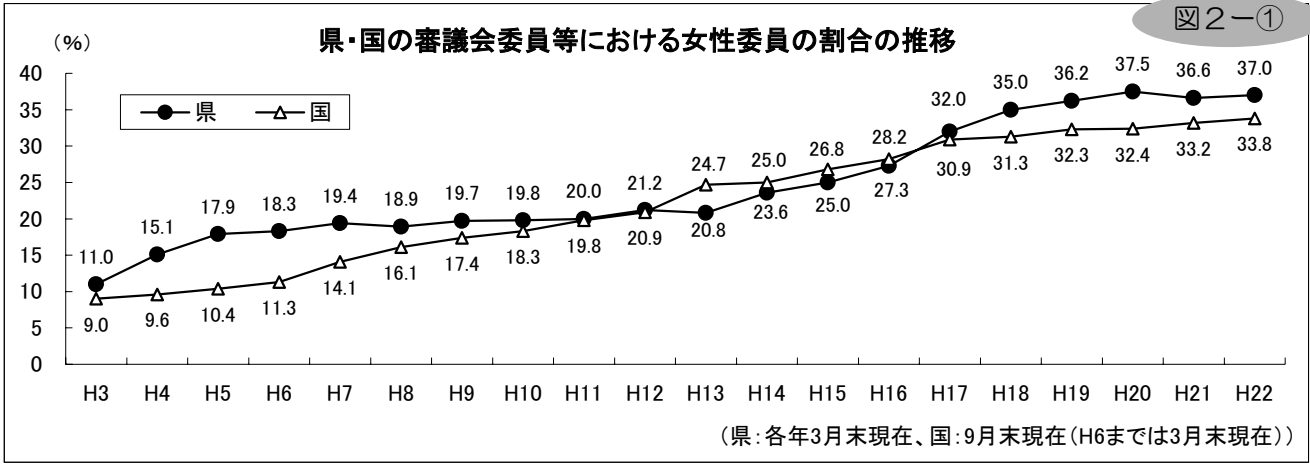
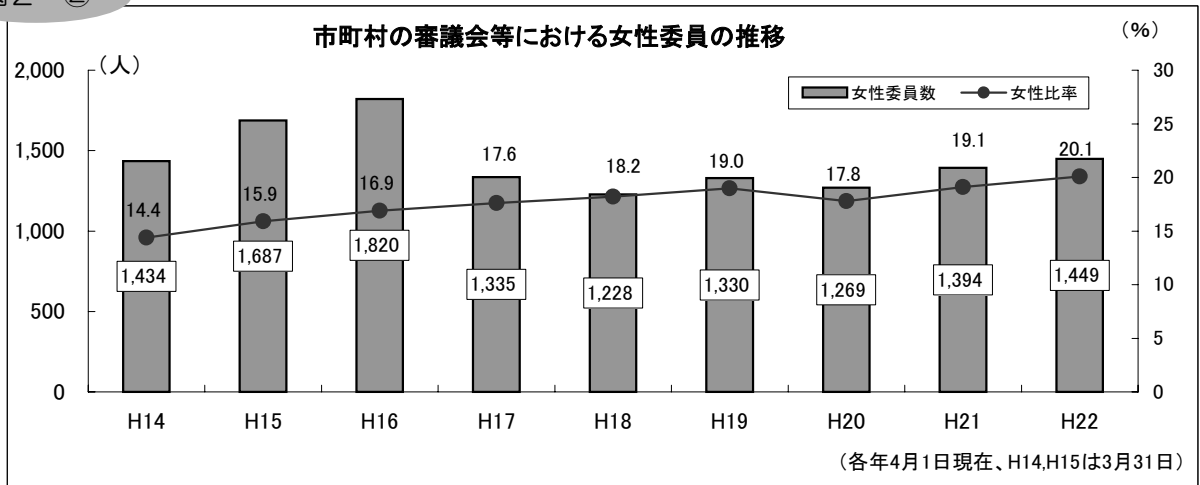


図2-①



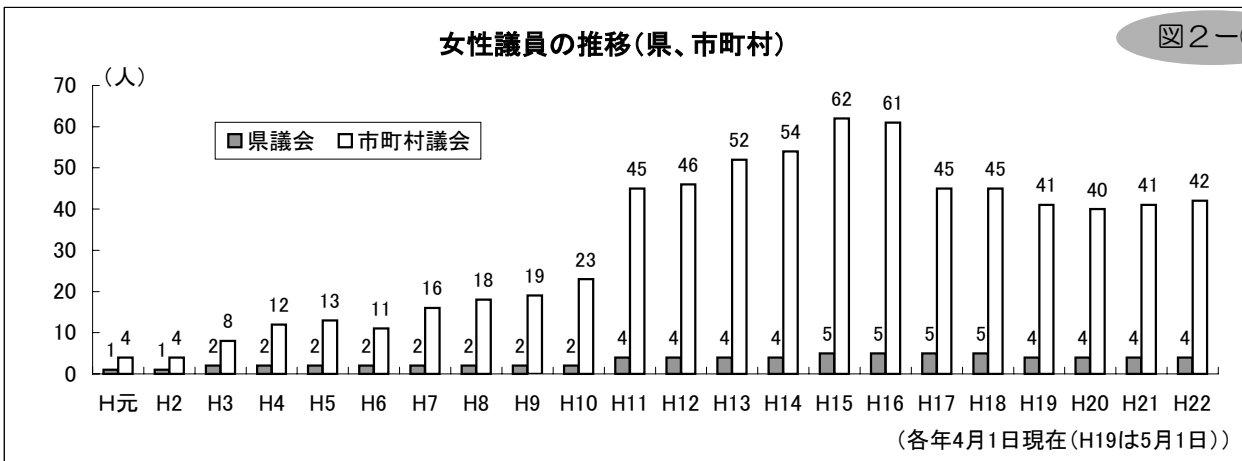
(資料:行政改革推進課)

図2-②



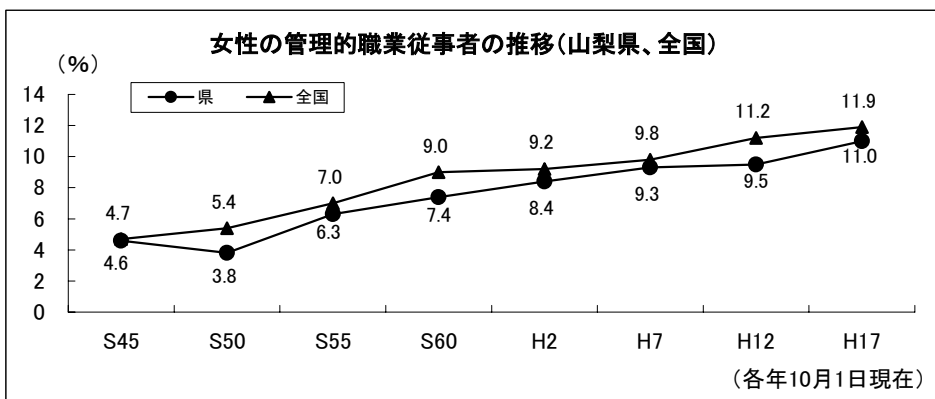
(資料:県民生活・男女参画課)

図2-③



(資料:県民生活・男女参画課)

図2-④



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

(2) 女性職員の登用の推進

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画することが重要です。特に自治体においては、政策・決定が住民に与える影響が大きいことから、決定に当たり男女の多様な意見がバランスよく反映されることが必要です。

図2-5

図2-6

図2-7

市町村職員の女性管理職割合は、県職員の女性管理職割合を上回っています。

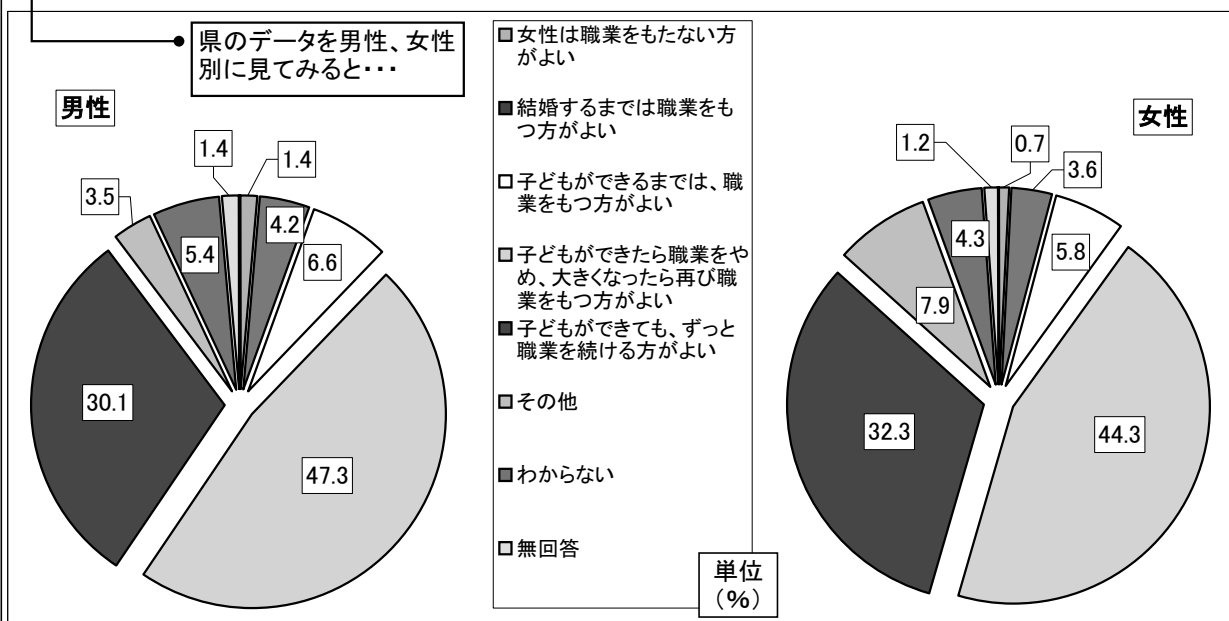
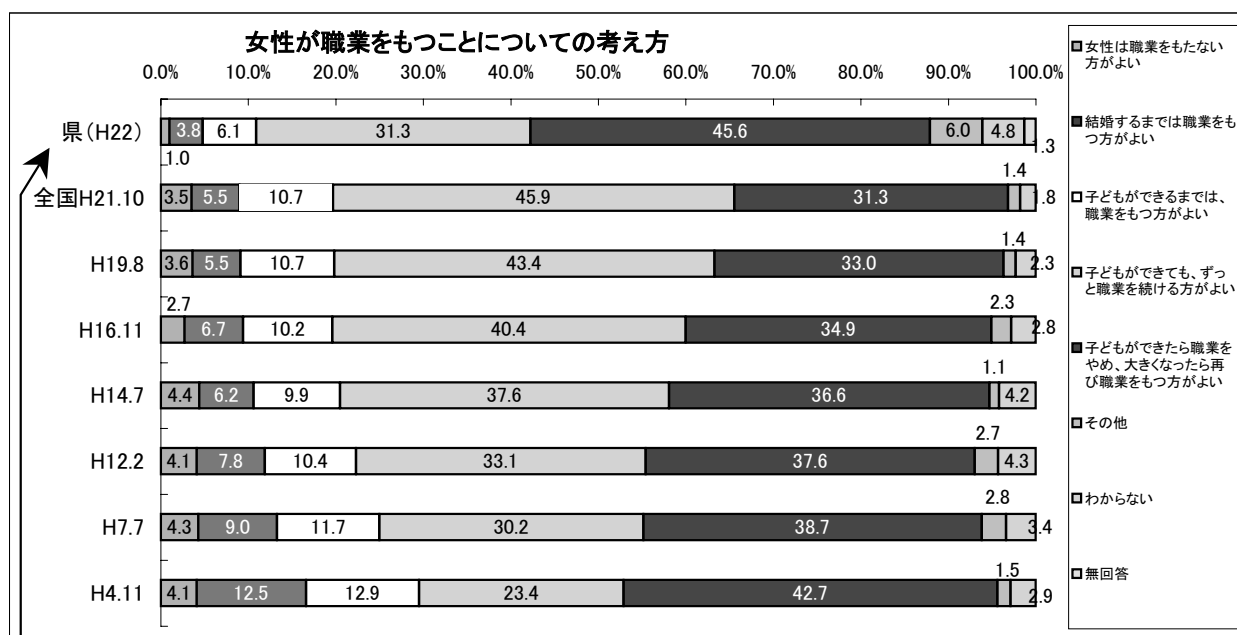
図2-8

中学校、高等学校に比べて小学校の女性校長の割合は高いものの、1割程度に止まっています。



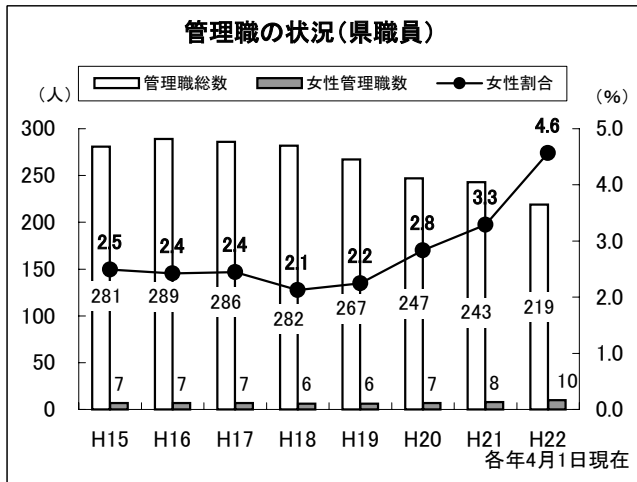
女性が職業を持つことについての考え方

H21年10月に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」において、女性が職業を持つことについて調査しました。県の「県民意識・実態調査」と比較してみると、県では「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が45.6%と最も高く、全国では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が45.9%と最も高くなっています。考え方に差異があることがわかります。



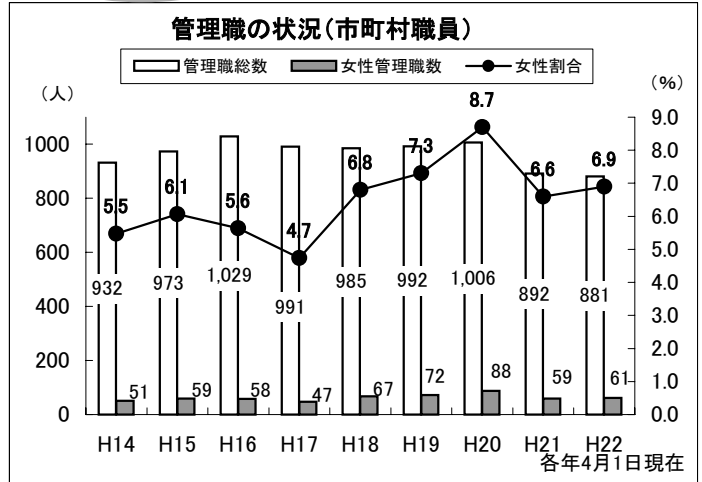
(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

図2-5



※知事部局(県立大学教員、医療職を除く。)の状況 (資料:人事課)

図2-6



(資料:県民生活・男女参画課)

図2-7

女性職員の状況(山梨県)

各年度4月1日現在

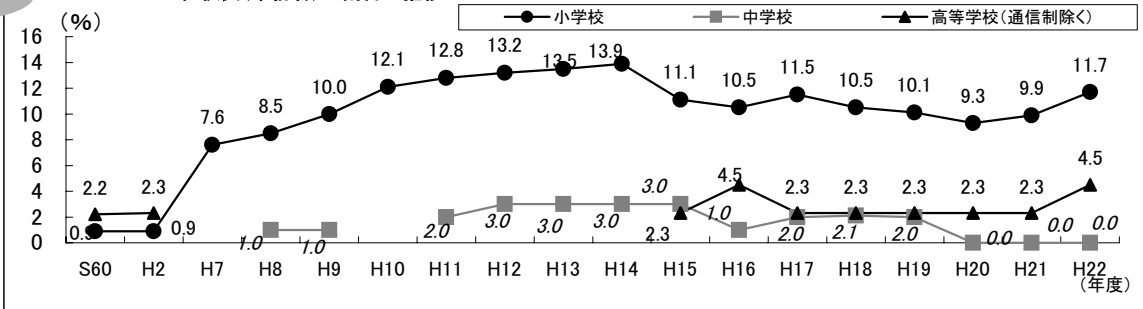
区分	H15年度		H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	女性職員数(人)	女性職員の割合(%)
部長級	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
部次長級	1	0.0	2	0.0				0.0	2	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.0
参事級	3	0.1						0.0		0.0	4	0.1	2	0.1	2	0.1
課長級	31	0.7	31	0.7	30	0.7	31	0.7	32	0.8	26	0.6	27	0.7	8	0.3
監・幹級	15	0.3	19	0.4	18	0.4	19	0.4	21	0.5	27	0.7	26	0.7	22	0.7
主幹級	66	1.5	65	1.5	68	1.6	72	1.7	74	1.8	67	1.7	69	1.7	63	2.1
副主幹級	122	2.8	117	2.7	116	2.7	114	2.6	109	2.6	110	2.7	99	2.5	56	1.8
主査級	67	1.5	56	1.3	55	1.3	52	1.2	54	1.3	55	1.4	66	1.7	76	2.5
副主査級	149	3.4	164	3.8	179	4.1	199	4.6	200	4.8	201	5.0	199	5.0	100	3.3
主任級	356	8.1	376	8.6	371	8.5	364	8.5	375	9.0	370	9.1	391	9.8	178	5.8
主事級	536	12.2	533	12.2	542	12.5	533	12.4	512	12.2	512	12.6	490	12.3	191	6.3
主事補級	24	0.5	20	0.5	20	0.5	19	0.4	18	0.4	15	0.4	17	0.4	3	0.1
合計	1,371	31.1	1,384	31.7	1,400	32.2	1,404	32.6	1,397	33.4	1,388	34.2	1,388	34.9	700	23.0
職員数(総数)	4,390		4,367		4,347		4,303		4,186		4,057		3,975		3,049	

※知事部局(医療職含む。H21年度までは県立大学教員を含む。)の状況

(資料:人事課)

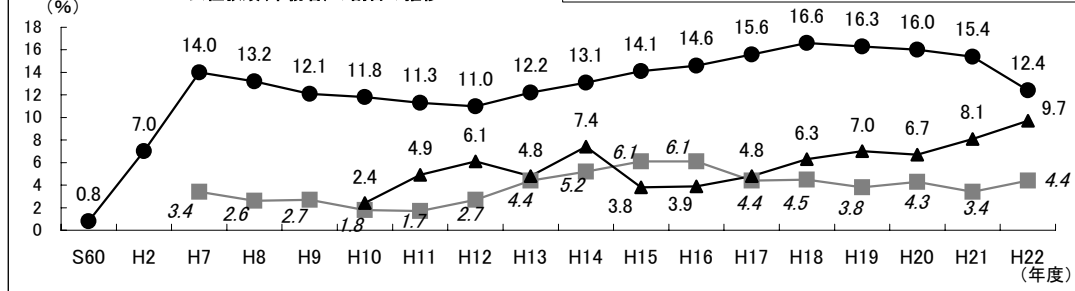
図2-8

女性校長(本務者)の割合の推移



(資料:文部科学省 学校基本調査)

女性教頭(本務者)の割合の推移



(資料:文部科学省 学校基本調査)

(3) 女性の人材育成等

県内の女性の人材情報を、やまなし女性人材バンクに登録し、その情報を提供することにより、県や市町村、企業、地域などあらゆる場において、女性の政策・方針決定過程への参画を促進します。

やまなし女性人材バンク

- ◇ 県、市町村の各種審議会等の委員、研修会・講演会等の講師
- ◇ 企業や地域等における講師や助言者等の人材が必要なときにご利用ください。

図2-9

「登録分野」としては、次の分野があります。

* チャレンジ分野 *

働く NPO・ボランティア・国際活動 キャリアアップ 子育て・介護 起業 心とからだ 農業・林業 暮らしと相談

* 活動分野 *

法律・政治・行政 哲学・心理学 経済・経営・会計 自然科学・技術・産業 労働
国際関係・国際交流 医療・保健衛生 情報・通信 環境 芸術・言語・文学・スポーツ
教育 歴史・地理・風俗・習慣 家族・生活・家事 社会・福祉



～人間開発報告書2010 『国家の真の豊かさ - 人間開発への道筋』より～

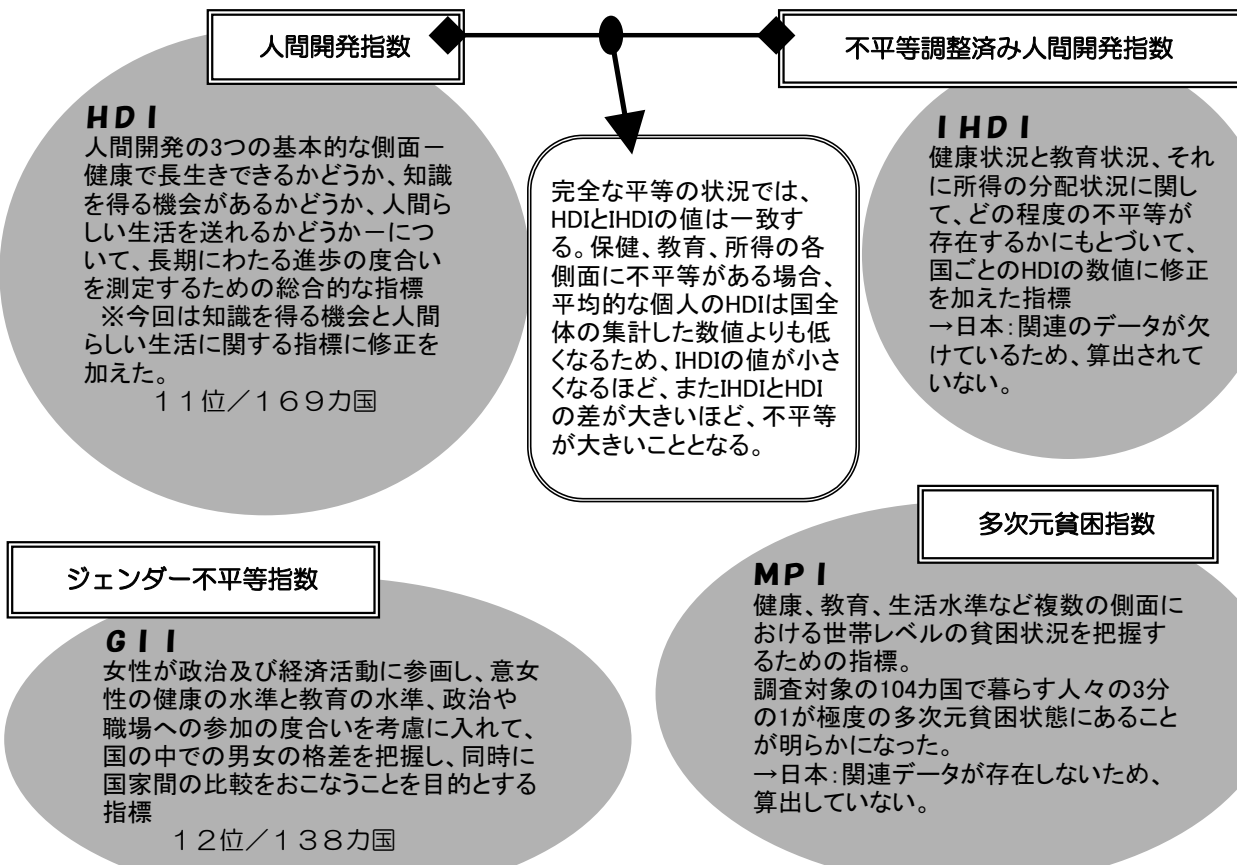
国連開発計画(UNDP)は2010年版の人間開発報告書を発表した。本報告書では、人間開発報告書が長年使ってきた人間開発指数(HDI)を補完する、3つの革新的な新しい計測指数として、不平等調整済み指数(IHDI)、ジェンダー不平等指数(GII)、多次元貧困指数(MPI)を導入している。

<日本のHDIの状況>

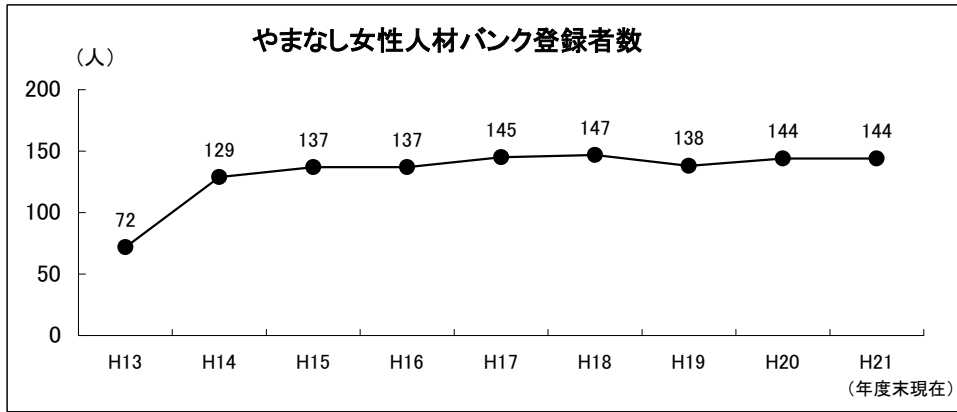
HDIは、短い期間での人間開発の改善度を評価することを念頭においた指標ではない。HDIを構成する指数のいくつかは、政策が変更されても短期間では変わらない。就学状況と出生時平均余命は、とくにこの性格が強い。しかし、中・長期的なHDIの推移を見ることには意味がある。

日本の2010年のHDI値は、0.884で、人間開発最高位国に分類されている。順位は169の国・地域の中で11位である。1980-2010年にかけて、日本のHDI値は0.768から0.884に上昇した。上昇率は15%で、年平均にすると約0.5%である。1980年当時のHDI値が同水準だった国々のその後の平均改善率からの偏差を見ると、日本の改善度は56位になる。

1980-2010年の間に、日本の出生時平均余命は7年上昇。大人の就学年数の平均はほぼ3年、子供の予測就学年数は2年上昇した。1人当たりGNI(国民総所得)は72%上昇した。



『人間開発報告書2010: 国家の真の豊かさ～人間開発への道筋』(国連開発計画:UNDP)、HPより作成



(資料: 県民生活・男女参画課)

最高位国 <HDI ~人間開発指数~>

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.938
2	オーストラリア	0.937
3	ニュージーランド	0.907
4	米国	0.902
5	アイルランド	0.895
6	リヒテンシュタイン	0.891
7	オランダ	0.890
8	カナダ	0.888
9	スウェーデン	0.885
10	ドイツ	0.885
11	日本	0.884
12	韓国	0.877
13	スイス	0.874
14	フランス	0.872
15	イスラエル	0.872
16	フィンランド	0.871
17	アイスランド	0.869
18	ベルギー	0.867
19	デンマーク	0.866
20	スペイン	0.863
21	香港	0.862
22	ギリシャ	0.855
23	イタリア	0.854
24	ルクセンブルク	0.852
25	オーストリア	0.851
26	英国	0.849
27	シンガポール	0.846
28	チェコ	0.841
29	スロベニア	0.828
30	アンドラ	0.824
31	スロバキア	0.818
32	アラブ首長国連邦	0.815
33	マルタ	0.815
34	エストニア	0.812
35	キプロス	0.810
36	ハンガリー	0.805
37	ブルネイ	0.805
38	カタール	0.803
39	バーレーン	0.801
40	ポルトガル	0.795
41	ポーランド	0.795
42	バルバドス	0.788

HDI
最高位国平均
→0.878

高位国 <HDI>

43	バハマ	0.784
44	リトアニア	0.783
45	チリ	0.783
46	アルゼンチン	0.775
47	クウェート	0.771
48	ラトビア	0.769
49	セルビア・モンテネグロ	0.769
50	ルーマニア	0.767

最高位国 <GII ~ジェンダー不平等指数~>

順位	国名	GII値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	スイス	0.228
5	ノルウェー	0.234
6	ベルギー	0.236
7	ドイツ	0.240
8	フィンランド	0.248
9	イタリア	0.251
10	シンガポール	0.255
11	フランス	0.260
12	日本	0.273
13	アイスランド	0.279
14	スペイン	0.280
15	キプロス	0.284
16	カナダ	0.289
17	スロベニア	0.293
18	オーストラリア	0.296
19	オーストリア	0.300
20	韓国	0.310
21	ポルトガル	0.310
22	ラトビア	0.316
23	ギリシャ	0.317
24	ルクセンブルク	0.318
25	ニュージーランド	0.320
26	ポーランド	0.325
27	チェコ	0.330
28	イスラエル	0.332
29	アイルランド	0.344
30	クロアチア	0.345
31	スロバキア	0.352
32	英国	0.355
33	リトアニア	0.359
34	ハンガリー	0.382
35	マルタ	0.395
36	ブルガリア	0.399
37	米国	0.400
38	中国	0.405
39	エストニア	0.409
40	モルドバ共和国	0.429
41	ロシア連邦	0.442
42	バルバドス	0.448

高位国 <GII>

43	クウェート	0.451
44	ウクライナ	0.463
45	アラブ首長国連邦	0.464
46	モーリシャス共和国	0.466
47	キューバ共和国	0.473
48	トリニダード・トバゴ	0.473
49	ルーマニア	0.478
50	マレーシア	0.493

重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

(1) 地域社会活動への男女共同参画の推進

安全・安心で活力ある地域社会をつくっていくためには、男女が共に積極的に地域活動に参画することが必要です。特に近年、環境問題、災害時等の防災復興対策、地域おこし、まちづくり、観光振興などにも協力して取り組むことが求められています。

これまで女性の参画が少なかった分野への女性の参画を広げていくとともに、男女ともライフスタイルを見直し、身近な地域活動に積極的に参画していくことが必要です。

図2-10 「県民意識・実態調査」で、「家庭の外で(仕事以外に)何か活動していますか」という問いかけをしました。

<男性>

「自治会、婦人会、子供会などの地域活動を行っている」 28.0%

「活動していない(活動したい)」
21.8%

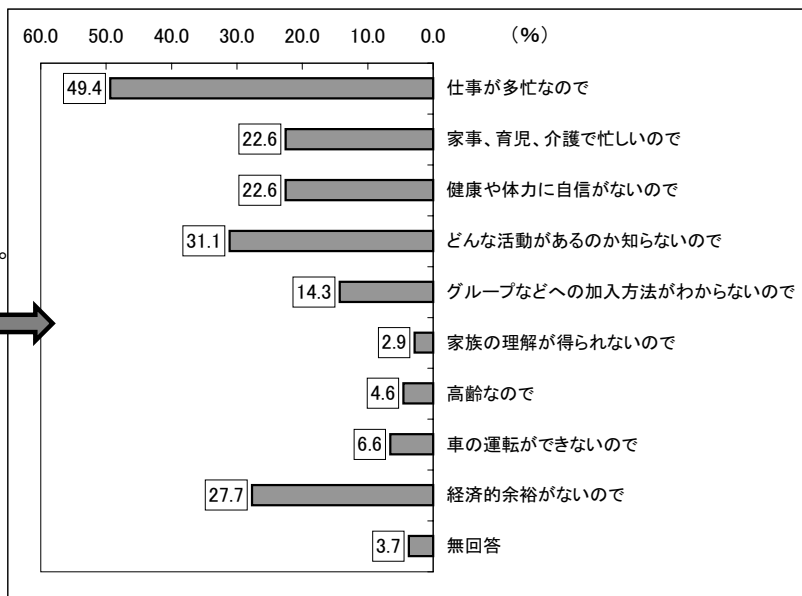
<女性>

「活動していない(活動したい)」
26.1%

「スポーツ以外の趣味活動、
文化・教養学習活動を行っている」
21.5%

このような順に高い割合になっています。
(複数回答)

活動したいのに活動しない理由は、
「仕事が多忙なので(49.4%)」
「どんな活動があるのか知らないの
(31.1%)」
「経済的余裕がないので(27.7%)」
の順になっています。(複数回答)



<数値目標>

自治会長、区長に
占める女性の割合

H23年度末 2.0%

<数値目標>

人口10万人あたりのNPO法人数

H23年度末 33法人

図2-11

知事認証のNPO法人は、H22. 3. 31現在308法人あります。
このうち、活動分野を「男女共同参画」とする法人は29法人あります。

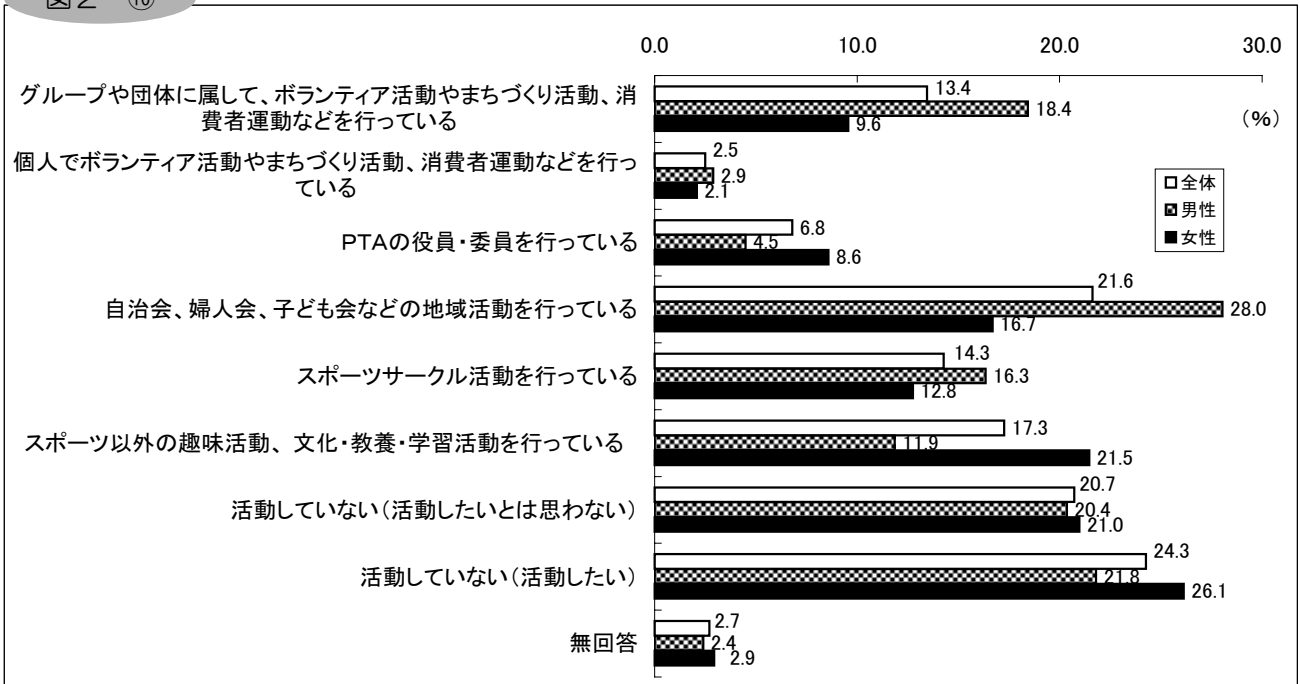
(2) 環境分野での男女共同参画の推進

図2-12

環境保全の分野において専門的な知識や豊富な経験を有する人材を募集し、環境学習指導者として養成した上で「やまなしエコティーチャー」に登録後、民間団体等が開催する研修会や講演会等に講師として派遣しています。

やまなしエコティーチャーは、自然環境、生活環境の分野であわせて60名(H22. 10. 1現在)の方が登録されており、このうち約半数が女性です。

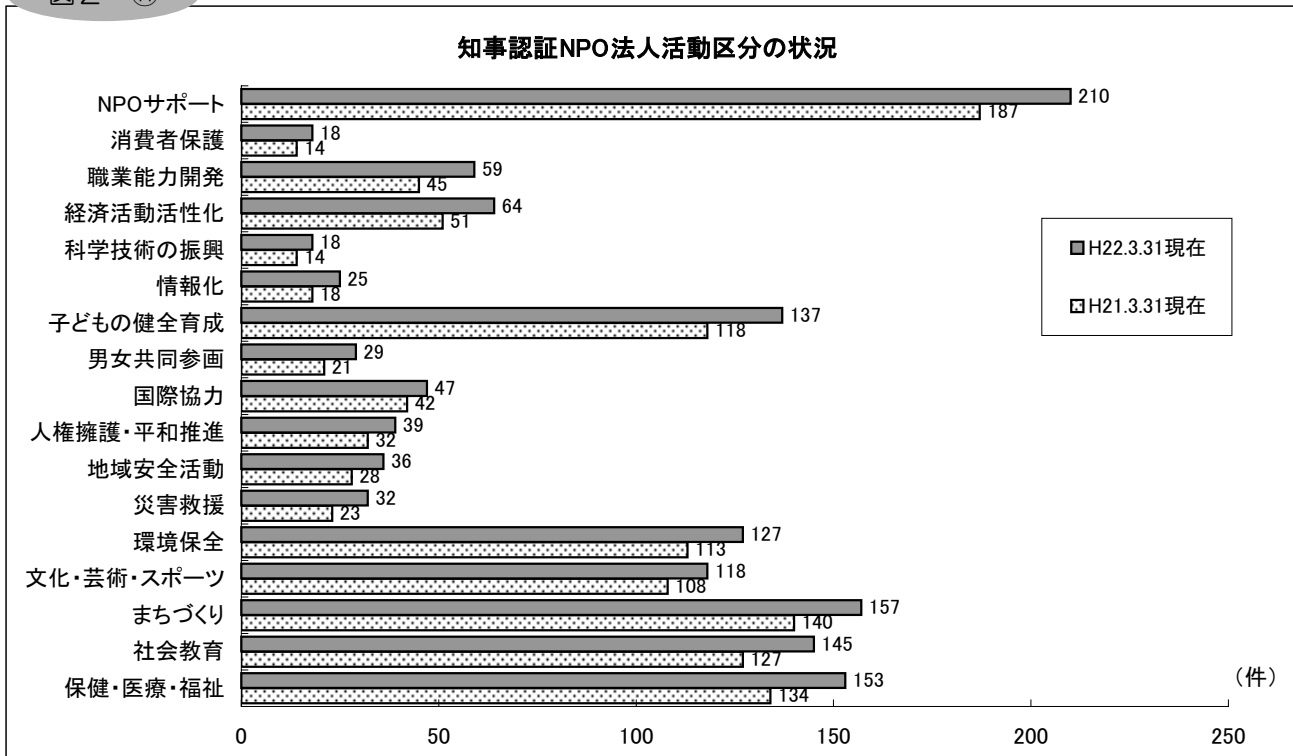
図2-10



(資料：県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

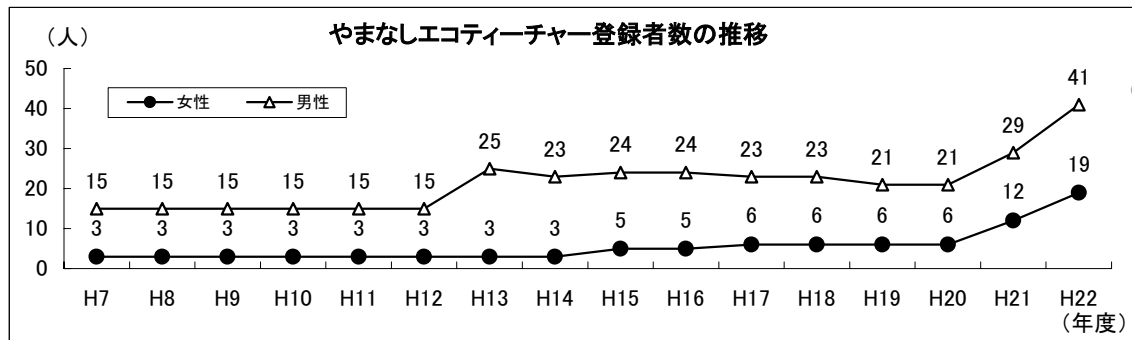
図2-11

知事認証NPO法人活動区分の状況



(資料：県民生活・男女参画課)

やまなしエコティーチャー登録者数の推移



※H20年度までは、環境アドバイザー登録者数

図2-12

(資料：環境創造課)

(3) 地域おこし、まちづくり、観光分野等における男女共同参画の推進



第3次男女共同参画基本計画より

第3次男女共同参画基本計画を平成22年12月17日に閣議決定しました。

<基本的な方針>

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をすることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。

その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。

第3次男女共同参画基本計画における主な施策

重点分野		(★が付いているのは新設分野)
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組 ・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討	第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進 ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援	第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ・男女平等を推進する教育・学習の充実 ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討 ・調査・統計における男女別情報の充実	第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★ ・セーフティネット機能の強化 ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援	第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★ ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援 ・女性研究者の採用・登用の促進
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★ ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進 ・子どもの頃から男女共同参画の理解の促進	第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★ ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進 ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進 ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進 ・女性の活躍による経済社会の活性化	第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ・性犯罪への対策の推進	第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★ ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進 ・防災における男女共同参画の推進 ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
第5分野 男女の仕事と生活の調和 ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備	第10分野 生涯を通じた女性の健康支援 ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開 ・性差に応じた健康支援	第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知 ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

<第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進>

「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画(地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等)により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

このため、男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政の積極的推進等を図り、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。

また、防災、環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

(4) 男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制の促進

～山梨県地域防災計画～

「防災知識の普及」「防災訓練の実施」「避難場所の運営管理」等の面で、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮することが記載されています。

また、自主防災組織への女性の参画促進に努めることも記載されています。

男女共同参画白書（平成20年版）より



『特集編 地域における女性の活躍—実践的活動から進化する男女共同参画—』

「第2節 女性が中心となって切り開く地域の可能性—実践的活動から進化する男女共同参画—」

地域において女性が主導し、中心となって活躍する具体的な活動事例を取り上げながら、これらの事例から共通して浮かび上がってくる特徴をまとめ、次に、女性が主導する地域活動が今後重要性を増してくる理由について考察する。

「NPO法人スペースふう」（山梨県増穂町）は、この中で、『意識を変える、行動を変える、人を育てる活動』の具体的な活動事例として取り上げられています。

『イベントの際に大量に出る使い捨て食器のごみの山に対する問題意識から端を発し、使い捨て食器の代わりとなるレンタル食器の提供等を通じ、地元住民の環境意識や文化意識の向上に役立っている。』

■活動内容

ごみを削減し、地域の環境保全を図るため、イベント等の飲食に使用される使い捨て食器の代わりとなるレンタル食器（リユース食器）を提供する環境コミュニティ・ビジネスを展開。

■活動の経緯・特徴

平成11年に環境問題に関心をもつ女性が集まって、古着や牛乳パックの回収などを行う任意団体「ふう」を設立。その後、イベントの際に大量に出る使い捨て食器のごみの山に問題意識を持ち、15年からレンタル食器の事業を開始した。

運営は、ボランティアに頼るだけでなく、活動に見合った報酬と経営の安定に注意をし、安定的に仕事を受注できる体制づくりに努めている。また、関係団体8団体による「ふうネット」を組織し、他地域での同事業の展開とノウハウの伝授も行っている。

サッカーの試合等各種イベント時におけるリユース食器のレンタル事業は、高く評価されており、マスコミ等にも取り上げられているほか、経済産業省の環境コミュニティ・ビジネス事業として採択されている。

■活動の効果

本団体は、リユース食器に関するネットワークの拠点として、他の市民団体に支援を行うことにより、その取組が、山梨県内のみならず他地域にも波及しつつある。また、地元住民の環境意識の向上につながった。なお、理事長、副理事長が町議会議員、町議会議員となった。

女性の視点による防災対策を進めるために

消防防災課では、女性の視点からの自主防災活動のてびきを作成しました。災害時に男女が共に支え合い、助け合える地域防災体制づくりに向けて、女性の立場からの避難所運営や日頃の備えについてまとめたリーフレットです。



『防災“女”の手帳(地震編)』

平成19年度に男女共同参画課（現在：県民生活・男女参画課）が実施した「やまなし女性未来塾」において、女性の視点による防災をテーマに取り組んだグループが作成しました。母子手帳サイズの手軽なサイズで、多くの情報を取捨選択し、特に女性の視点を組み入れることにより、より実践的な日頃の備えや地域の防災対策について学習できる内容の冊子となりました。

作成者：やまなし地域・防災コーディネーション倶楽部

メンバーは、防災ボランティアコーディネートの研修を修了しており、実際に地域における様々なコーディネーション活動や防災の意識啓発活動等を行っています。

重点目標3 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境整備

(1) 高齢者の社会活動の促進、学習機会の充実

県民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う社会の実現が必要であり、高齢であっても障害をもっている、地域社会で自立し社会参画できるよう、環境を整備することが大切です。

現在本県では、65歳以上の高齢者の8割以上が介護を要しない元気な方々であり、様々な分野で活躍されています。一方で、活動する意欲はあるものの情報不足等の理由から実際の活動につながらないケースも見受けられます。そこで、高齢者の方々の意欲や知識などを地域の活動につなげられるよう様々な取組を行っています。

<山梨ことぶき勸学院> 高齢者の多様化・高度化する学習ニーズに応える継続的な学習の場です。

<山梨ことぶき勸学院大学院> ことぶき勸学院の卒業生を対象に、自主的に更に専門的な領域を学習する場です。

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実

<健康長寿やまなしプラン>

～プランの期間 平成21年度から23年度までの3年間

◇基本理念

「ともに生き、ともに支える」という長寿やまなし県民憲章の趣旨を踏まえ、チャレンジ山梨行動計画で掲げる「暮らしやすさ日本一の県づくり」のために必要な具体的施策を定め、「明るく活力あるやまなし」を構築していくことを目指す。

◇基本方針

「やすらぎ・やまなし」の実現



●安心して暮らせる地域福祉の推進

高齢者福祉施設の整備 認知症高齢者への支援 高齢者の生きがい対策
介護サービスの質の確保及び向上 介護給付等対象サービスの量の見込み

●県民の豊かな生活を守る保健医療の充実

健康長寿元気やまなしの推進

(3) 障害者の自立した生活の支援

<新やまなし障害者プラン>

～プランの期間 平成21年度から23年度までの3年間

◇基本理念

障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

●だれもが暮らしやすいまちをつくるために

相互理解の促進 協働体制の整備 やさしいまちづくりの推進 安心・安全の確保

●生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

自己選択・自己決定の支援 障害福祉サービスの充実

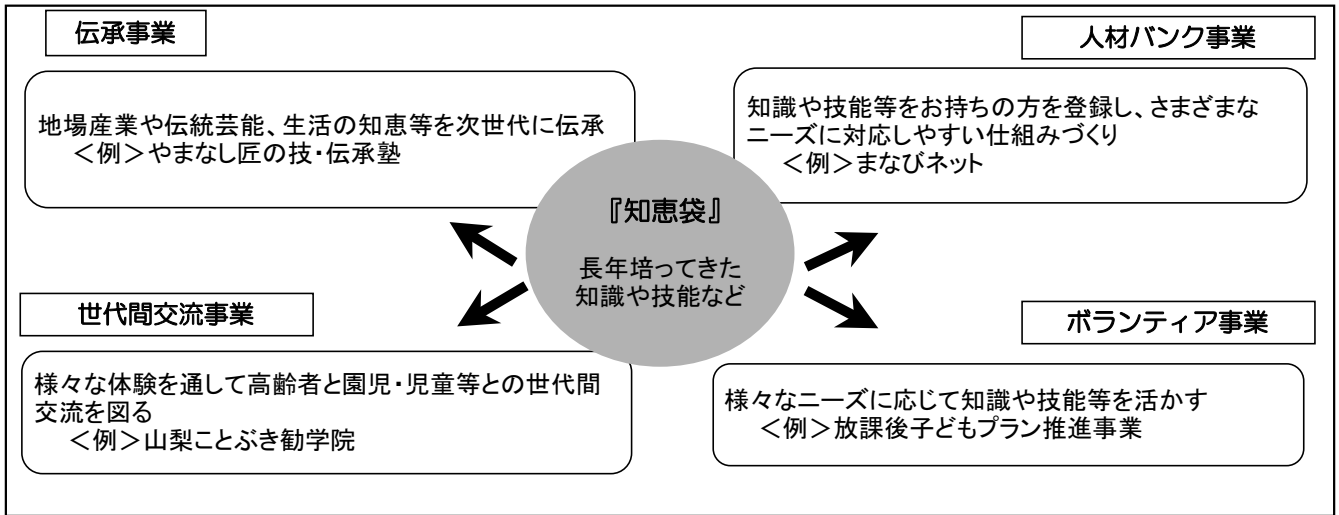
●自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

保健・医療の充実 教育の充実 雇用・就労の支援 社会参加への支援

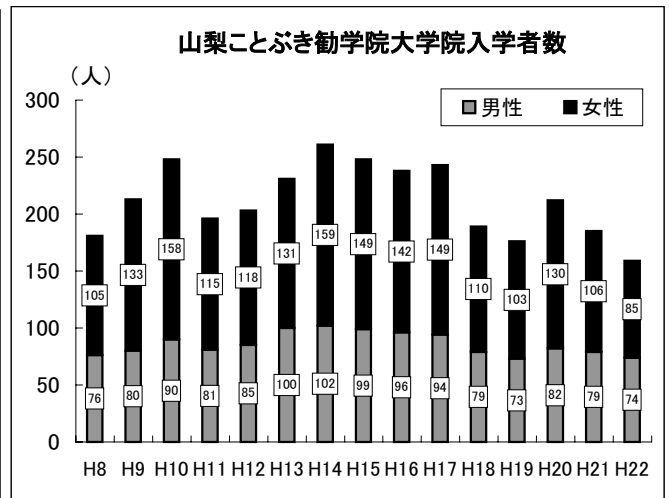
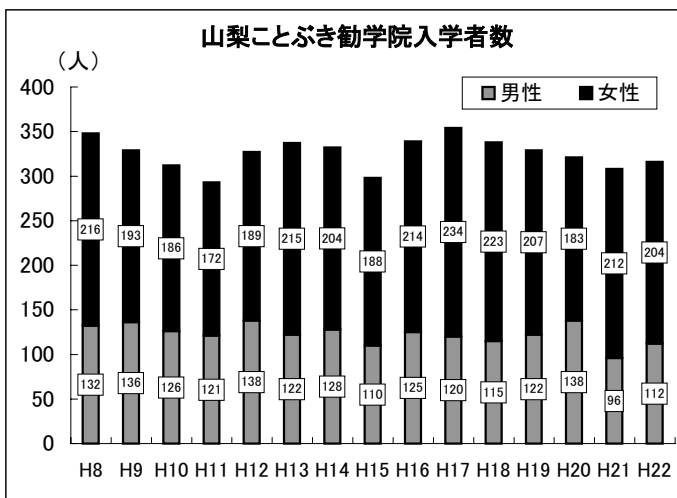
●地域移行、就労支援等に関する数値目標及び指定障害福祉サービス等の見込み量 (第2期山梨県障害福祉計画)

(4) 社会基盤の整備

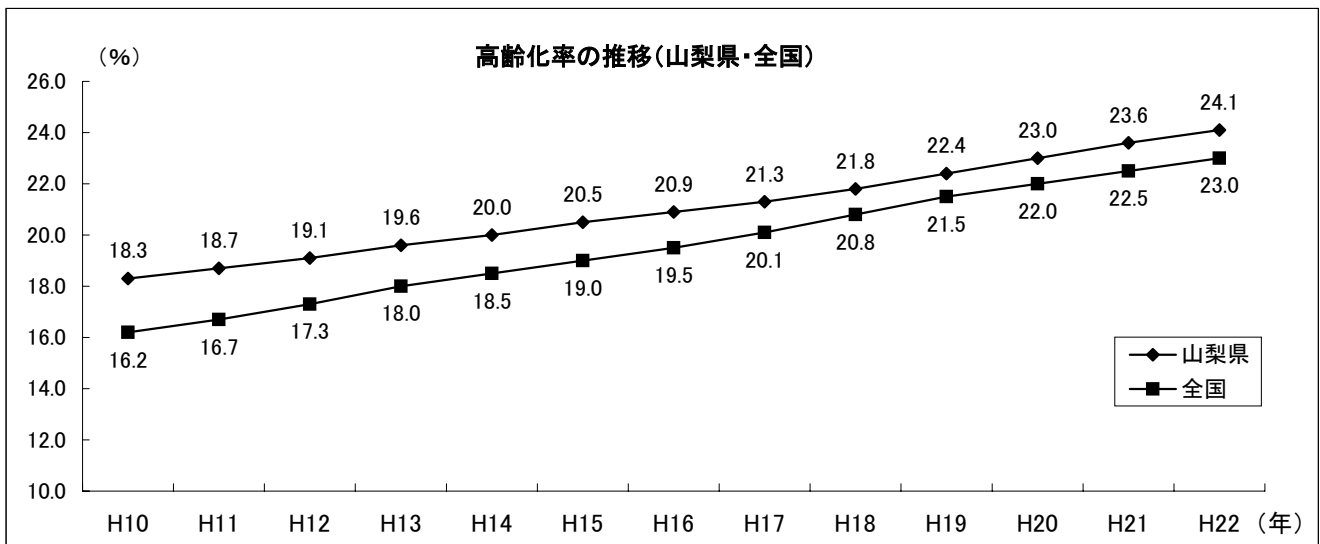
高齢であっても障害をもっている、地域社会で自立し社会参画できるよう、環境を整備することが大切です。人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。



(資料:「やまなし知恵袋プログラム推進事業」パンフレット(長寿社会課))



(資料:社会教育課)



(資料:長寿社会課「高齢者福祉基礎調査」H22)

～高齢化率～

総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合を高齢化率といいます。
 全国の高齢化率と比べると、本県は全国に比べ約2年早く高齢化が進んでいることとなります。

重点目標4 農山村における男女共同参画の確立

(1) 女性が住みやすく活動しやすい農山村づくり

本県の農業就業人口は、農林業センサス(平成17年)によると40,883人で、毎年減少しています。

こうした中、農業就業人口に占める女性の割合は53.2%と半数以上を占め、女性は農業生産の担い手として重要な役割を果たしています。

(2) 農村地域の女性の地位向上に向けた意識改革の促進

<数値目標>

家族経営協定締結数(農業)

H23年度末 266件

図2-13

～家族経営協定～

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

内容は画一的なものではありませんが、H18年の家族経営協定に関する調査(農林水産省)によると、「農業経営の方針決定」「労働時間・休日」「農業面の役割分担」についての取り決めが多くなっています。

家族経営協定締結数は、年々増加しています。

図2-14

農村女性起業グループ数は、増加の傾向にあります。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

図2-15

女性の農業委員の割合は、H17年度以降減少しましたが、H18以降は横ばい傾向です。

<数値目標>

議会推薦による
選任女性農業委員数

H23年度末 28人

(4) 農山村の高齢者が安心して暮らせる条件の整備

農山村は他地域に比べ高齢化が進んでいることから、高齢者が健康で住みやすく豊かな生活を過ごすことができる環境づくりが大切です。

「やまなし農業ルネサンス大綱」に見られる『男女共同参画の視点』

山梨県農業の再生に向けて、本県の恵まれた自然や大消費地に近い有利性を活かした取組を進めるために策定。(H19年度)

◇10年後の目標

未来につながる はつらつとした山梨農業

●施策の方向

<未来を支える多様な担い手づくり>

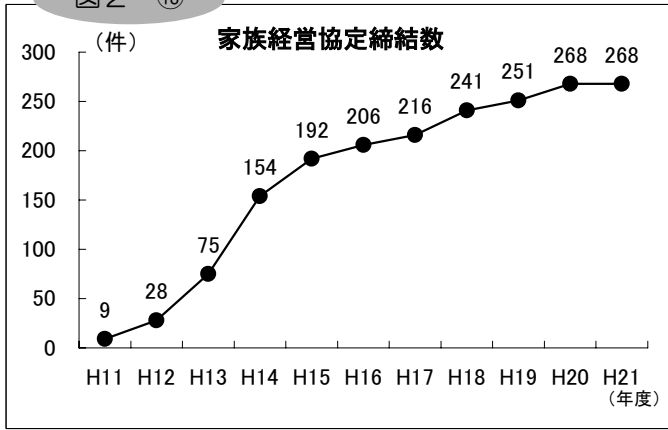
農業に関心を持つ若者から団塊の世代まで幅広く人材を確保するとともに、本県農業の中核を担う経営体の育成や企業の農業参入の促進、農村女性の経営参画の推進等、多様な担い手づくりを進める。



女性農業者は、農業生産や地域活動において重要な役割を担っており、能力を発揮できるように支援していくことが必要。

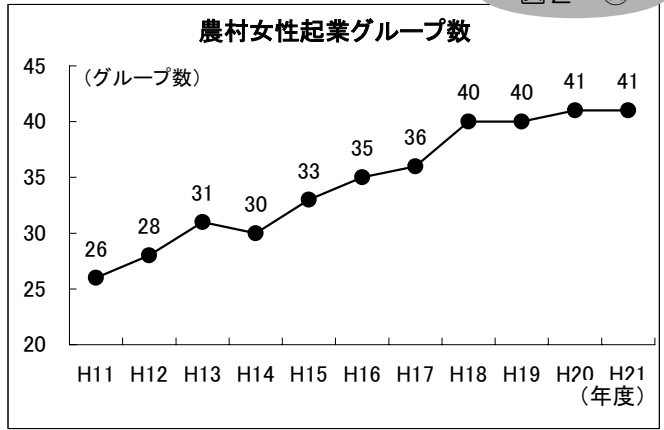
- ・ 農業経営や地域活動に参画できる環境づくりの推進
- ・ 起業化の促進、経営改善・法人化の推進
- ・ 若手女性リーダーの育成

図 2-13



(資料: 農業技術課)

図 2-14



(資料: 農業技術課)

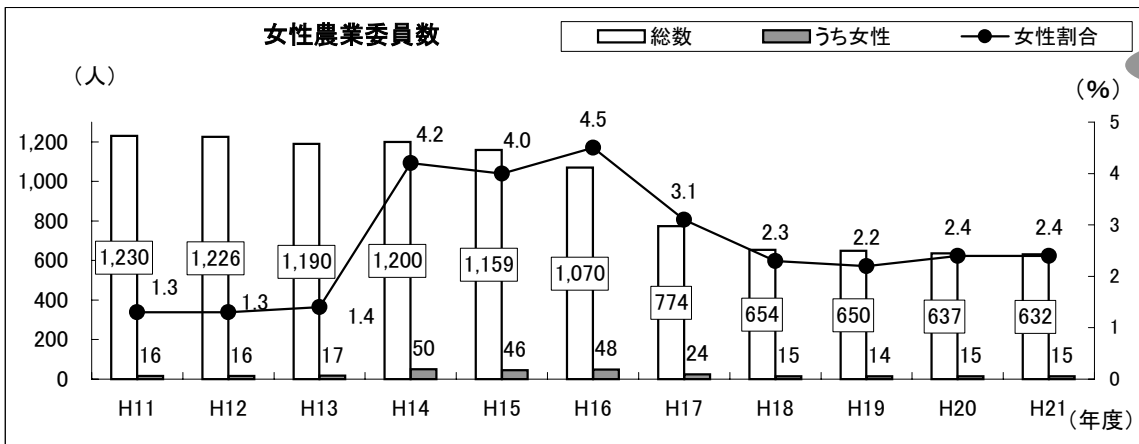


図 2-15

(資料: 農政総務課)

山梨県の支援

農村女性による起業活動の充実・発展を推進するとともに、新たな担い手となる農村女性リーダーを育成します。

◆農村女性新商品開発支援◆

農村女性起業グループに対し、商品開発等に係る専門家のノウハウを活用した助言・指導を行い、地域農産物を活用した商品開発を支援します。

◆農村女性リーダーの育成◆

農村女性の資質向上を図り、農業・農村で活躍する農村女性リーダーを育成するため、関東ブロック先進的農村女性交流交換会等に農村女性を派遣します。

重点目標5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

(1) 国際社会における取組等の情報収集及び提供並びに施策への反映

図2-16

S60年度からH16年度まで延べ377名が海外で研修を実施し、研修修了者は地域の課題解決に取り組んでいます。

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野でグローバル化が急速に進展しており、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組等を理解し、その成果や経験を十分に活用することが大切です。

「山梨県男女共同参画推進条例」 ～男女共同参画社会の実現を目指して～

(国際的協調)

第7条 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(2) あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進

図2-17

青年海外協力隊は、自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のために活かしたいと望む青年を、派遣する独立行政法人国際協力機構(JICA)の事業です。

図2-18

女性を取り巻く課題や国際理解、国際交流に関する諸課題を女性の立場から研さんするセミナーを開催し、地域の指導者を養成しています。



相互理解のために

やまなし多文化共生推進指針～多文化共生社会の形成に向けて～

外国人住民が地域社会の構成員として共に生きる多文化共生を推進するため、平成19年4月に「やまなし多文化共生推進指針」を策定しました。相互に連携を図りながら、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生社会」の形成を目指すものです。(国際交流課作成)

生活情報ガイドブック

医療機関受診ガイドブック

就学ガイドブック

子育て支援ガイドブック

6カ国語で
作りました。

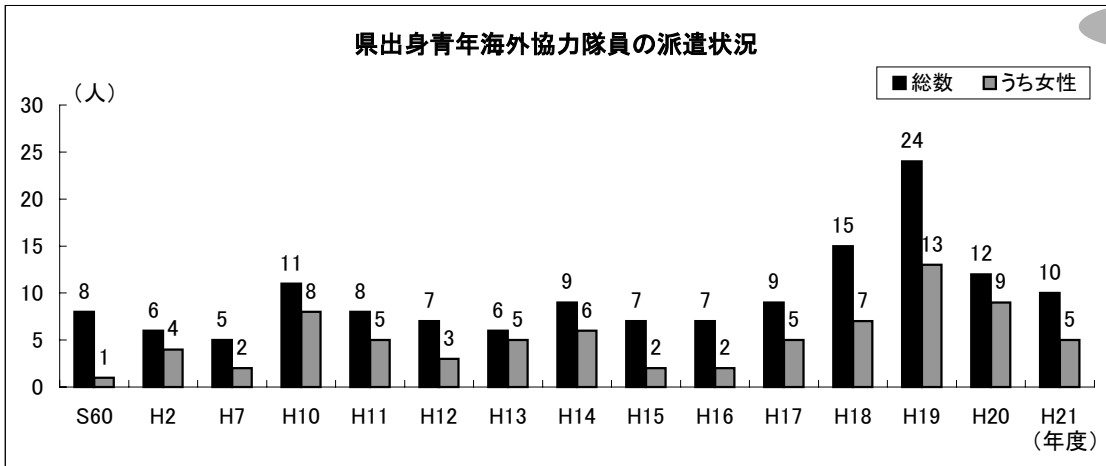
日本語(ふりがな付き)
ポルトガル語
中国語
ハングル語
英語
スペイン語

やまなし女性リーダー養成海外研修事業の推移

年度	研修先	派遣人数	年度	研修先	派遣人数
S60年度	スウェーデン・イギリス・オランダ	21	H7年度	イギリス・フランス・中国(北京会議)	30
S61年度	西ドイツ・イギリス・フランス	20	H8年度	インド・タイ・マレーシア	21
S62年度	ノルウェー・イギリス・フランス	20	H9年度	インド・タイ	19
S63年度	イギリス・ノルウェー・フランス	20	H10年度	インド・ベトナム	21
H元年度	スイス・ノルウェー・西ドイツ	23	H11年度	フランス・ノルウェー	14
H2年度	ドイツ・イギリス・スウェーデン	20	H12年度	フランス・ノルウェー・スウェーデン	16
H3年度	ドイツ・スイス・イギリス	20	H13年度	未実施	-
H4年度	アメリカ・カナダ	20	H14年度	デンマーク	17
H5年度	オーストリア・イギリス・スウェーデン	20	H15年度	オーストラリア	16
H6年度	スウェーデン・ドイツ・オランダ	21	H16年度	ニュージーランド	18

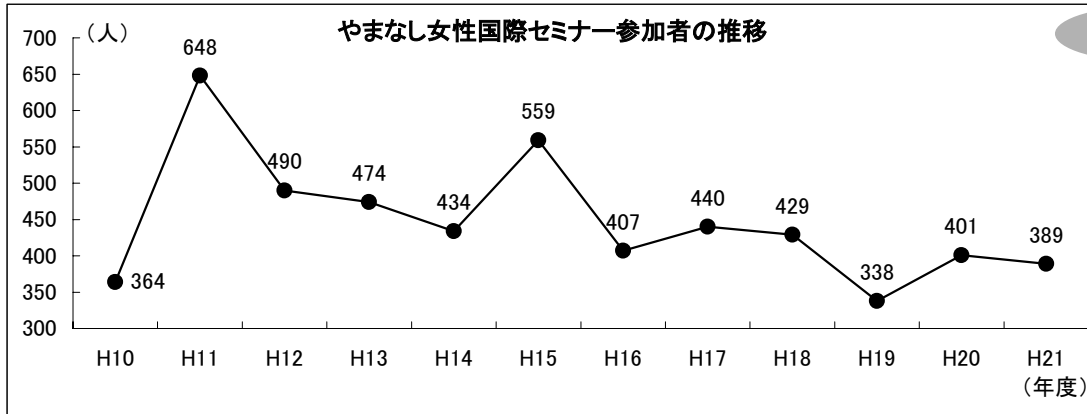
(資料: 県民生活・男女参画課)

県出身青年海外協力隊員の派遣状況



(資料: 国際交流課)

やまなし女性国際セミナー参加者の推移



<基調講演>

(資料: 社会教育課)

- H14 「世界がもし100人の村だったら」
- H15 「謎のインカ文明」
- H16 「地球人として生きる」
- H17 「平和を考える」
- H18 「アジアの女性・日本の女性」
- H19 「男女共同参画、ひとりひとりに出来ること」
- H20 「共生のコミュニケーション」
- H21 「政治と女性の役割」

基本目標Ⅲ 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり

重点目標1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

図3-①

H19年には、女性の有業率を年齢別にみると、25～29歳の75.4%と45～49歳の78.9%を頂点に、30～34歳の66.9%を底とするM字カーブを描いています。H14年より有業率は上回っています。

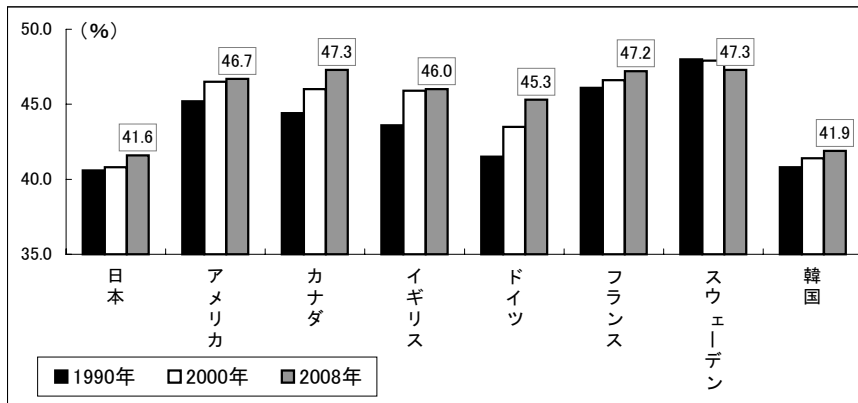


就業者に占める女性の割合～国際比較

就業者に占める女性の割合は、全体としてみれば1990年から2008年にかけて上昇傾向にあります。ただし、スウェーデンは1990年時点で既に女性就業者の割合が高水準で、以降横ばいの推移となっており、またアメリカは1990年から2000年にかけて増加した後、ほぼ同水準での推移となっています。

日本は主な先進国の中で女性の割合が最も低いことがわかります。日本においては、出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でも見られることが一つの要因として挙げられます。

(労働政策研究・研修機構:「データブック国際労働比較2010」)



・イギリスの1990年は1991年の値、2000年は2001年の値。
 ・ドイツの1990年は1993年の値。
 ・フランスの1990年は2003年の値、2000年は2005年の値。

(2) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

図3-②

『残業、出張、転勤の命令』、『研修の機会』、『有給休暇の取りやすさ』については、男女ともに「平等」と感じています。女性は、『管理職への登用』、『給与・賃金の体系』、『成績や能力の評価』、『昇給』について「男性優遇」と感じています。男性は、ほとんどの分野で「平等」と感じているなかで、『管理職への登用』は「男性優遇」と感じています。

<数値目標>

山梨県男女共同参画推進
事業者等表彰(事業者表彰)数

H19年度～H23年度まで
10企業

企業に向けての取組

県では、企業において男女がともにいきいきと活躍できる職場づくりを推進しています。

次のような取組を行っています。

- △男女共同参画推進事業者等の表彰
- △「男女いきいき・輝き宣言企業」の登録
- △企業における男女共同参画推進セミナー
- △男女共同参画企業懇話会の開催

(3) 妊娠中及び出産後も働きやすい職場環境づくりの促進

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするという男女雇用機会均等法の基本理念の実現と、企業にとって意欲と能力のある女性労働者を確保するためにも、雇用分野での実質的な男女の均等な機会と待遇の確保がなされ、女性の能力が十分に発揮できる環境を整えることが重要です。

図3-①

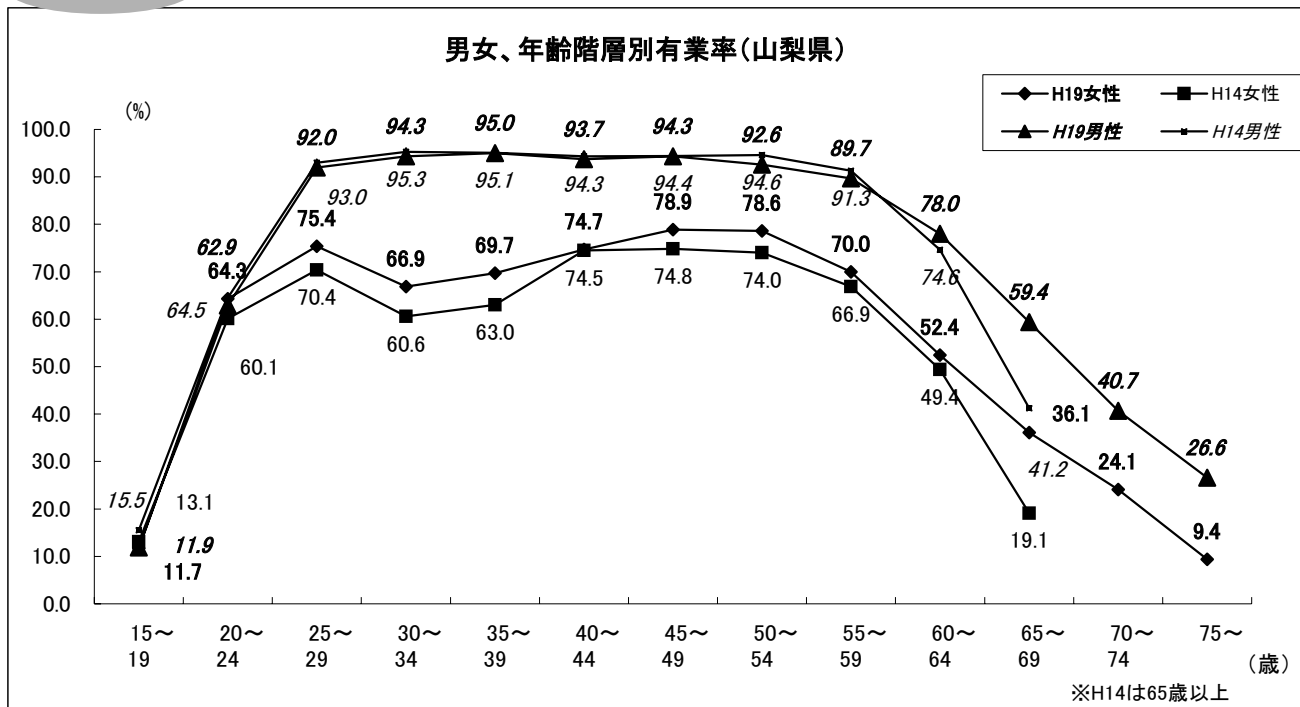
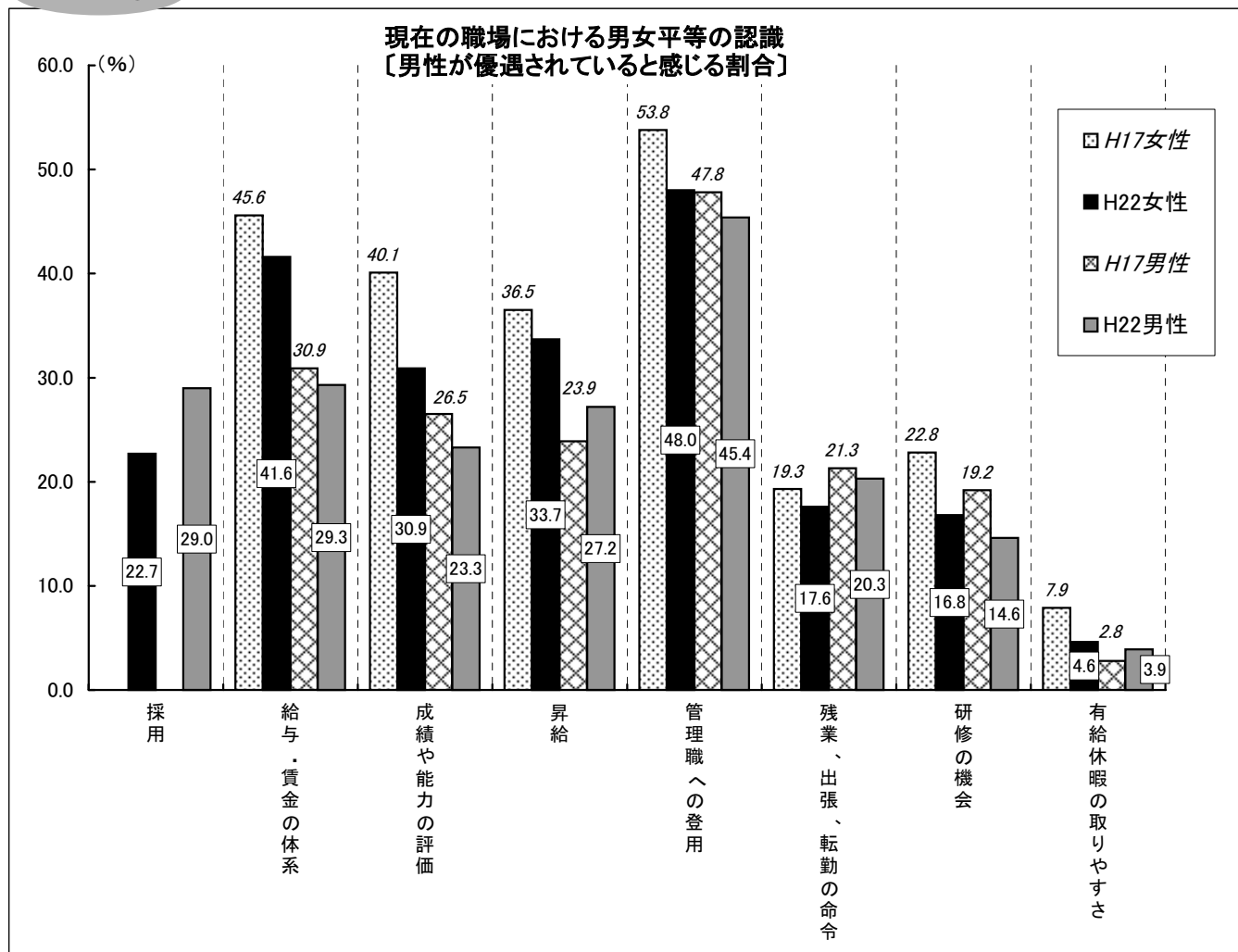


図3-②

(資料:総務省統計局「就業構造基本調査」(H19))



(資料:県民生活・男女参画課 平成17年度、平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

重点目標2 多様な働き方への支援

(1) 能力開発のための支援

図3-③

産業技術短期大学校、都留高等技術専門校、峡南高等技術専門校、就業支援センターにおいて、職業能力開発を促進するため、職業訓練を実施しています。

(2) 再就職に向けた女性の能力開発のための支援

県民意識・実態調査によると、就労していない人にこれから収入を得る仕事に就いて働きたいか質問したところ、30代、40代の女性は就業意欲が高い一方で、働き始めることへの不安もまた大きいことがわかります。

このため、職業能力開発と併せて、再就職準備のためのセミナーやキャリアカウンセリングなど、きめ細かな支援により、再就職を促進することが必要です。

<数値目標>

県立職業能力開発施設における
離転職者訓練における女性入校率

H23年度 65.0%

(3) 多様な働き方への支援

女性が就業して活躍するためには、個人の価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方を選択できることが大切です。

図3-④

雇用者のうち、「会社などの役員」「正規の職員・従業員」の割合は、男性は83%に対し、女性は46%と半数に満たない割合になっています。



一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が策定する労働者の仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための行動計画です。

求められる取組の内容は、仕事と子育てとの両立を可能にする雇用環境の整備です。そのため、男性を含めてすべての人が、仕事のための時間と自分の生活のための時間のバランスが取れるような「多様な働き方」を選択できるよう働き方を見直していくことなどの取組が求められています。

行動計画の策定は、従業員が301人以上の企業では義務づけられており、300人以下の企業では努力義務となっています。平成23年度からは101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務と改正されます。

行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

次世代認定マーク(愛称:くるみん)



(4) 商工業等の自営業に従事する女性への支援

自営業の女性がいきいきと働き続けるためには、経営知識の不足を補うような相談窓口、育児・介護サービス支援などの就業・継続支援、家庭内に残る固定的性別役割分担意識を見直していくことが重要です。

訓練生の科目別修了・就職状況（H21年度）（女性の修了者が50%以上の訓練科）

図3-③

(単位：人)

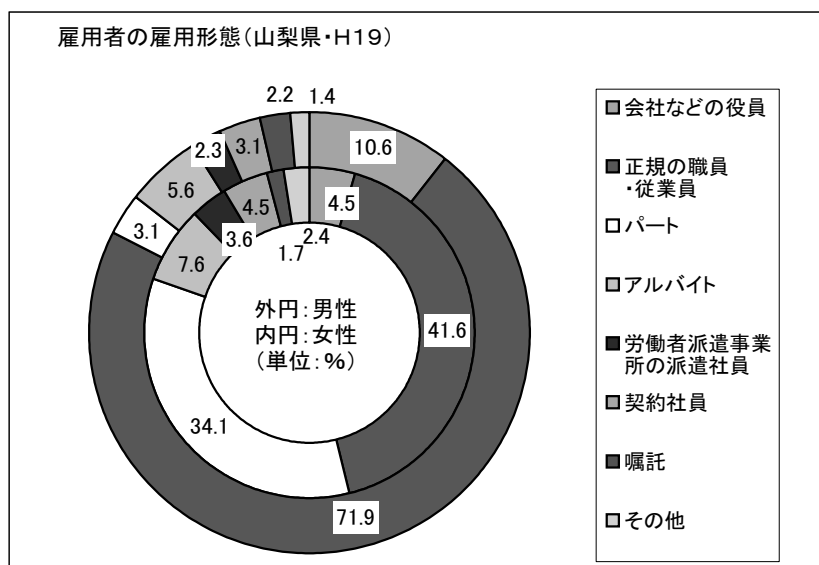
訓練施設	訓練種類	訓練科名	修了者数	うち女性 修了者数	女性の 比率	修了者のうち 就職者数 (H22.10末現在)
産業技術短期大学校	専門課程	観光ビジネス科	16	12	75.0%	16
	普通課程	OAビジネス科	3	3	100.0%	1
都留高等技術専門学校	施設内	服飾科	18	18	100.0%	17
		パソコン科	20	14	70.0%	8
	委託	介護・医療事務科	19	17	89.5%	9
		経理事務科	40	32	80.0%	32
		訪問介護員養成コース	39	27	69.2%	23
		ITネットワーク活用科	18	12	66.7%	14
峡南高等技術専門学校	施設内	服飾科	28	23	82.1%	22
		Eービジネス科	18	15	83.3%	13
	委託	ビジネスIT科	35	20	57.1%	25
		パソコン実践科	36	20	55.6%	25
就業支援センター	施設内	総合事務科	13	13	100.0%	5
		福祉サービス科	40	28	70.0%	36
		総合ビジネス科	18	12	66.7%	8
		パソコン応用科	30	18	60.0%	10
	委託	介護・医療事務科	18	18	100.0%	6
		調理科	35	20	57.1%	21
		訪問介護員養成コース	100	57	57.0%	79
	母子家庭	OAビジネスコース	12	12	100.0%	7

※求人セット型訓練及び障害者職業訓練を除く

(資料：産業人材課)

雇用者の雇用形態(山梨県・H19)

図3-④



		雇用者総数								
		会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	
山梨県 (女性)	人数	166,400	7,400	69,200	56,800	12,600	6,000	7,400	2,800	4,000
	割合	100.0	4.5	41.6	34.1	7.6	3.6	4.5	1.7	2.4
山梨県 (男性)	人数	212,600	22,600	152,800	6,500	11,900	4,900	6,500	4,600	2,900
	割合	100.0	10.6	71.9	3.1	5.6	2.3	3.1	2.2	1.4
全国 (女性)	人数	24,460,200	932,700	10,525,500	7,940,000	2,021,300	998,200	1,091,500	400,400	536,600
	割合	100.0	3.8	43.0	32.5	8.3	4.1	4.5	1.6	2.2
全国 (男性)	人数	32,814,000	3,079,100	23,798,700	915,000	2,058,600	609,300	1,163,300	658,200	506,300
	割合	100.0	9.4	72.5	2.8	6.3	1.9	3.6	2.0	1.5

(資料：総務省統計局「就業構造基本調査」(H19))

重点目標3 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

(1) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発の充実

少子高齢化が進行する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できる社会を形成していくことは、最も重要な課題です。このため、育児・介護休業法など各種法制度の定着に向けた啓発、男女共同参画意識の普及啓発を推進していきます。

(2) 仕事と育児・介護等両立のための制度の定着

育児・介護休業法など各種法制度の趣旨を浸透させ、すべての労働者が仕事と家庭を両立することができる環境づくりを推進していく必要があります。

(3) 育児・介護等を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

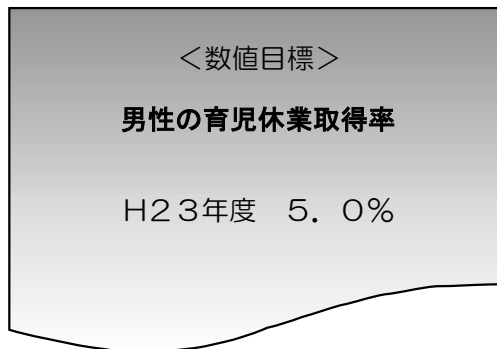


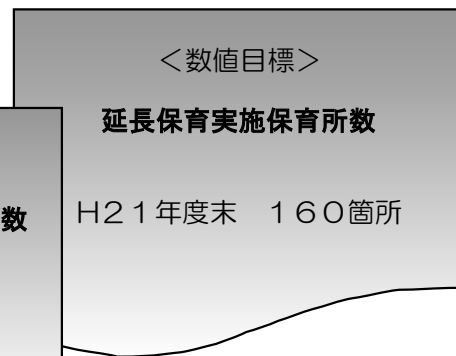
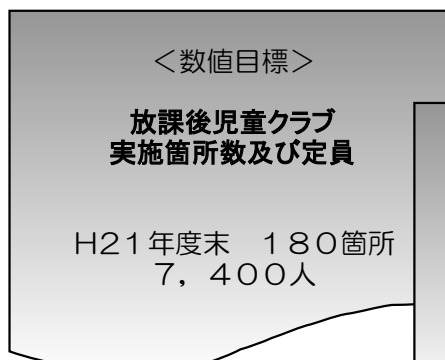
図3-5

育児休業制度の導入は進んでいますが、男性の育児休業取得者は上昇傾向ですが、依然として低水準が続いています。

図3-6

男女とも「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」が必要だと思っており、また、女性の方が男性より高くなっています。

(4) 多様なライフスタイルに応じた保育サービスの整備



ワーク・ライフ・バランスを実現するために利用してみたい制度

「ワーク・ライフ・バランスを実現するために職場において利用してみたい制度はありますか」

この問いに対して、「フレックスタイム勤務」や「在宅勤務・テレワーク」等を挙げる人が多く、実際にこれらの制度を利用するに当たっては、上司等の職場の理解が重要であると考えている人が多いという結果が出ています。

内閣府：
「男女のライフスタイルに関する意識調査」
(H21)

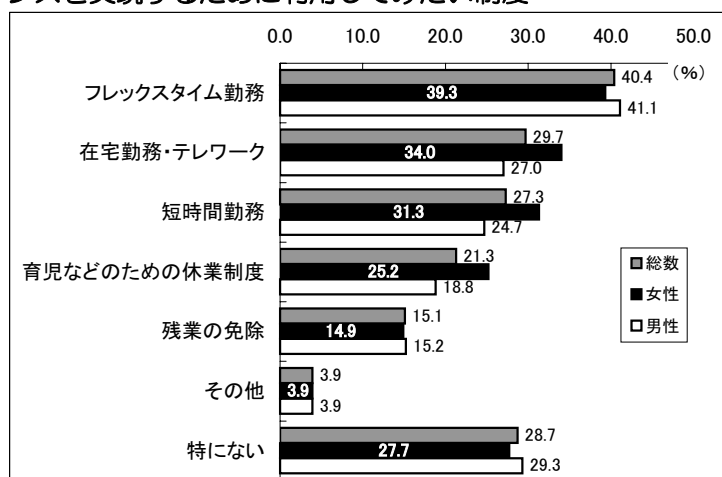
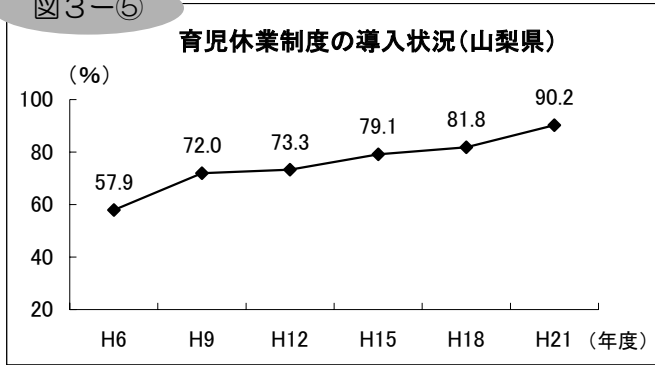
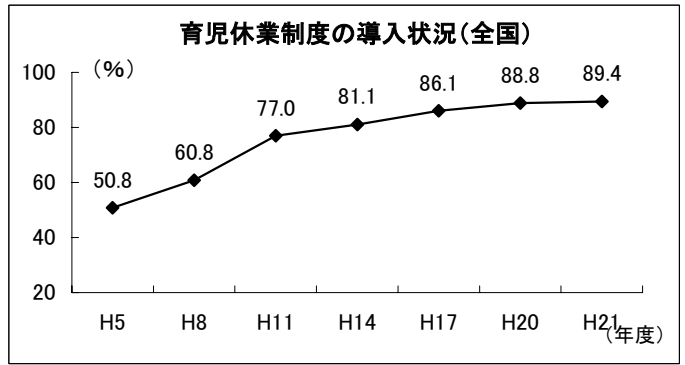


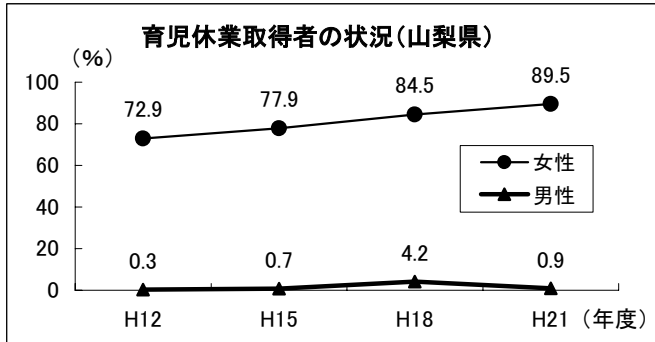
図3-5



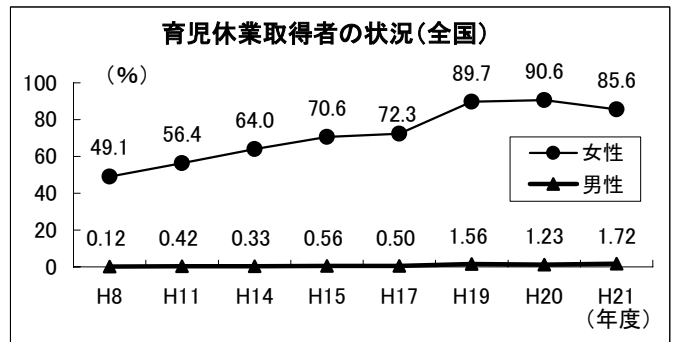
※従業員30人以上規模の事業所
 (資料: 労政雇用課「山梨県女性労働者就業実態調査」)



※従業員30人以上規模の事業所
 (資料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」)



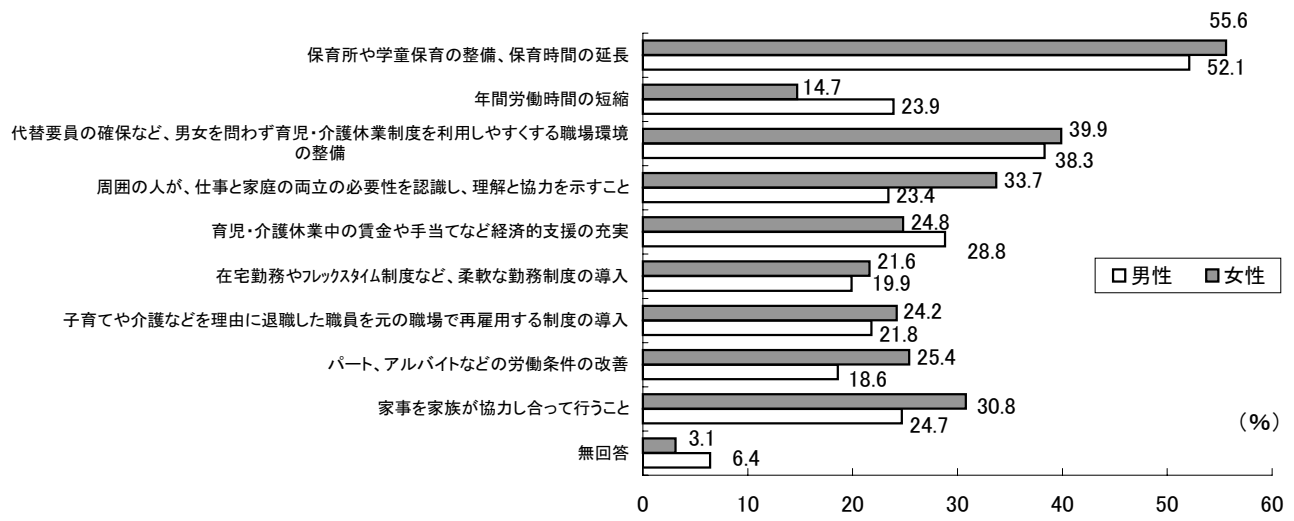
(資料: 労政雇用課「山梨県女性労働者就業実態調査」)



(資料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」)

図3-6

家庭生活と仕事などと両立するために必要な環境整備



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

～やまなし子育てネット～

やまなし子育てネット (<http://www.yamanashi-kosodate.net/>) は、子育て応援情報を掲載しているサイトです。子育て中の保護者が抱える育児への不安や悩みを解消するため、子育てを社会で支え、子育てしやすい環境づくりをめざしています。

<主な内容>

- ◇やまなし子育て応援カード事業
- ◇子育てママが調べたバリアフリーマップ
- ◇保育・子育て支援情報
- ◇子育てサポートと子育て支援プラン
- ◇子育てに関するQ&A

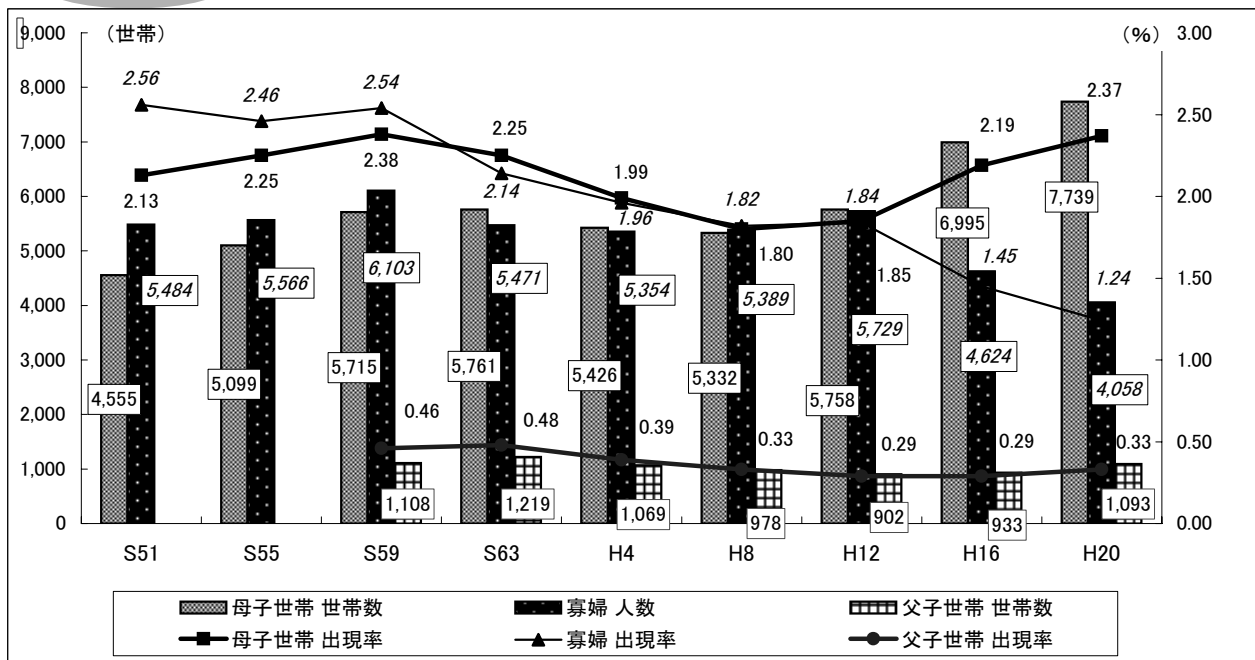


(5) ひとり親家庭等に対する支援の推進

ひとり親家庭等が安心していきいき暮らせる環境づくりが求められています。このため県では、母子自立支援員の設置、福祉資金の貸付等のひとり親家庭及び寡婦福祉対策事業を行っています。また、ひとり親家庭の医療費助成や児童扶養手当の支給などを行っています。なお、母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業支援セミナーの開催、就業情報の提供などの就業支援サービスを行っています。

平成22年度においては、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、ひとり親家庭並びに寡婦の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るための「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

図3-7



(資料: 児童家庭課 平成20年度山梨県ひとり親家庭等実態調査)

山梨県ひとり親家庭等実態調査は、母子寡婦福祉及び父子福祉施策を進めていくための基礎資料を得ることを目的として、4年ごとに県下全域の母子、父子及び寡婦の世帯を対象に実施しています。

平成20年の調査によると、母子世帯数は、7,739世帯で、調査開始以来最多となり、前回調査時(平成16年)より、744世帯、10.6%増加しています。

寡婦の数は、4,058人で、やや減少傾向にあり、前回より、566人、12.2%減少しています。

父子世帯数は、1,093世帯で、前回より、160世帯、17.1%増加しています。

また、総世帯数に占める割合(出現率)は、母子世帯が2.37%、寡婦が1.24%、父子世帯が0.33%となっています。

(6) 家庭生活への男女の参画の促進(特に男性の参画促進)

男性も女性もともに家族としての責任を担いながら働き続けることができる職場環境の整備や、男性が従来の職場中心から家庭生活に積極的に参画できるような環境整備が求められています。

図3-8

「県民意識・実態調査」によると、家事の約8割を妻が分担しています。

回答を男性と女性で見ると、夫は妻が思っているより分担していると思ひ、妻は夫が思うより自分が分担していると思っていることが分かります。

「掃除」では、男性は「配偶者」と回答している割合が70.4%に対し、女性は「自分」と回答している割合が82.5%となっています。12.1%も差があります。また、「自分と配偶者が同じ程度」と回答している割合も男性は15.0%、女性は7.9%となっており、7.1%も差が見られます。

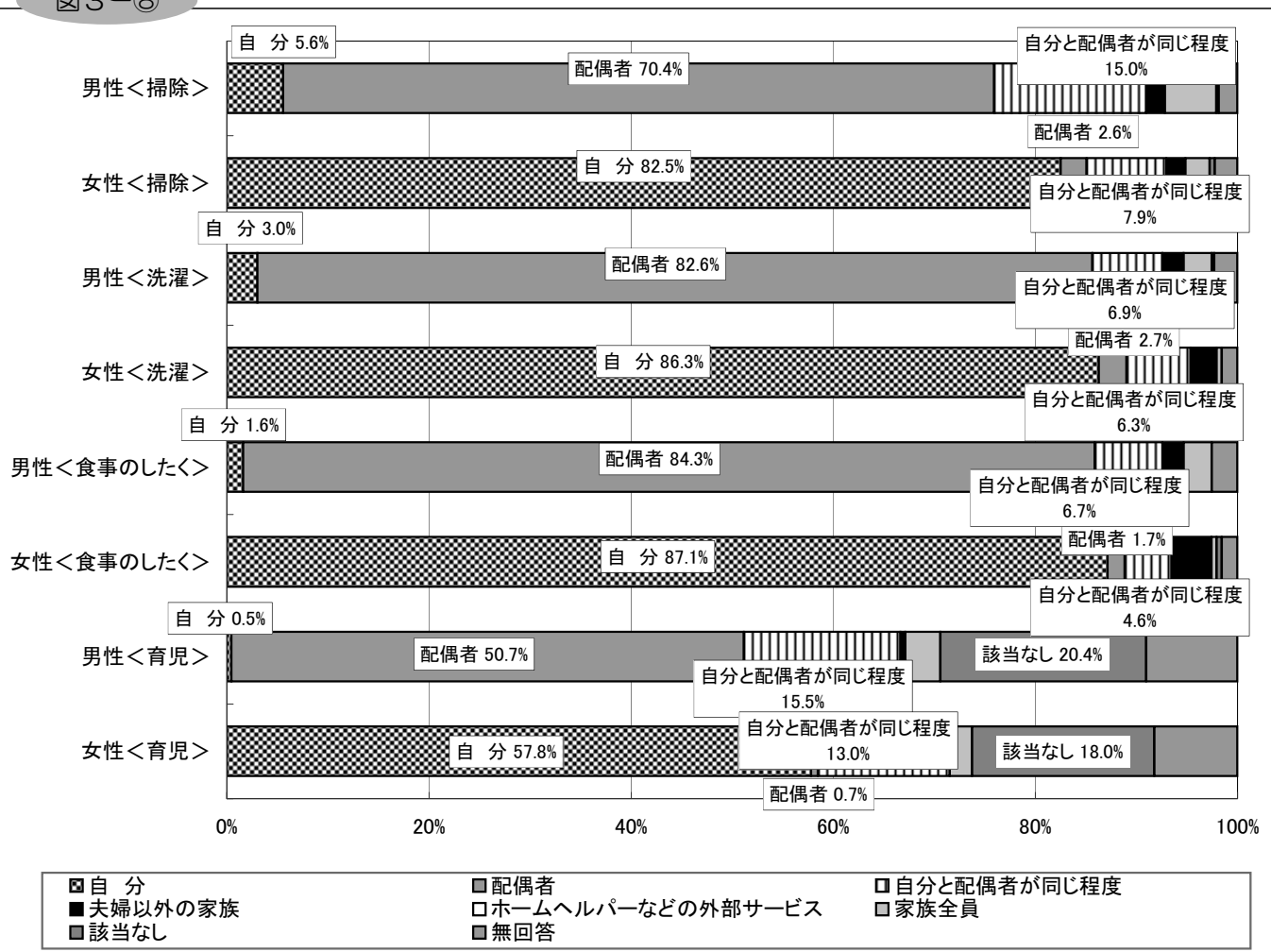
「育児」を見てみると、「家事」に比べ、「自分」や「配偶者」が「主に」分担している割合が低くなっています。

ひとり親家庭等支援について<山梨県> ～ひとり親家庭や寡婦の方への支援～



- ★児童扶養手当★
父または母と生計を同じくしていない児童を監護、養育しているひとり親家庭等の父親または母親に支給される児童のための手当です。
- ★貸付金★
児童の就学等で資金が必要となった場合の貸付制度です。
- ★医療費への助成★
ひとり親家庭の親と児童、父母のない児童へ医療費を助成します。
- ★日常生活への支援★
病気の時などに、一時的な介護・保育等のサービスを提供します。
- ★就業・自立への支援★
就業や経済的な自立を支援します。
- ★住まい★
母子生活支援施設の利用や公営住宅への入居を支援します。
- ★相談の窓口★
母子自立支援員・その他相談窓口があります。
- ★ひとり親家庭小中学校入進学支度金★
小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に支度金を支援します。
- ★母子福祉団体★
母子家庭のお母さんや寡婦の方が自主的に活動する団体です。

図 3-8



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

基本目標Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

図4-①

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重される社会環境づくりに向け、暴力防止の普及啓発や被害を受けた女性への支援を行っています。

女性の人権に関する意識では、「痴漢行為(54.0%)」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント(53.9%)」、「家庭内での夫から妻への身体的暴力(52.8%)」、「家庭内での夫から妻への精神的暴力(49.1%)」が多くなっています。

図4-②

<数値目標>
女性の人権についての認識率
H23年度末 100%

～女性の人権についての認識率～

夫婦間における「ケガをしない程度になぐる蹴る、平手で打つ」行為について、暴力と認識する人の割合

H17年度：77.7%
H22年度：79.0%
(無回答者除く)

図4-③

配偶者からこれまでに、「人格を否定されるようなひどい暴言をうけた」人の割合は、「1・2度あった」「何度もあった」を合わせると、21.3%、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた」人の割合は、19.3%になります。

その行為によって、命の危険を感じた人の割合は13.1%になっています。



女性に対する暴力をなくす運動について



毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間としています。

本県では、平成22年度「広げる・つなげる・結び合う やまなしパープルリボンプロジェクト」を実施し、配偶者からの暴力や 児童虐待の防止について理解を深めるための事業を展開しました。

- ①県民からの「パープルリボン」の募集
- ②企画展示 DVの基本知識、DVやデートDVの情報
- ③DV被害者への『応援物資』の募集
- ④一般県民を対象とした講演会
 - 講演「暴力という名の支配はなぜ起こるのか
～家庭と社会に潜むDV～」
 - 講師 石川結貴氏(作家)
- ⑤パープルライトアップ実施
 - ココリ(甲府市丸の内1-16-20)の壁面がパープルにライトアップされました。

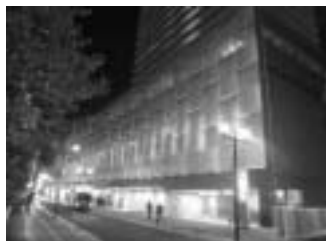
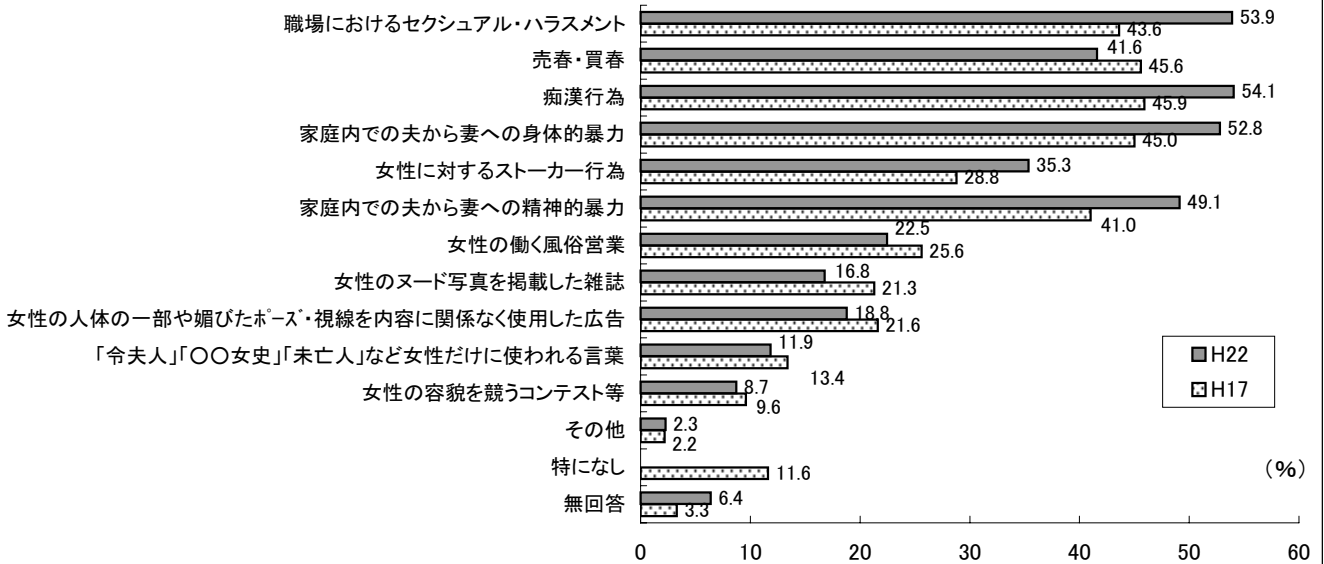


図4-①

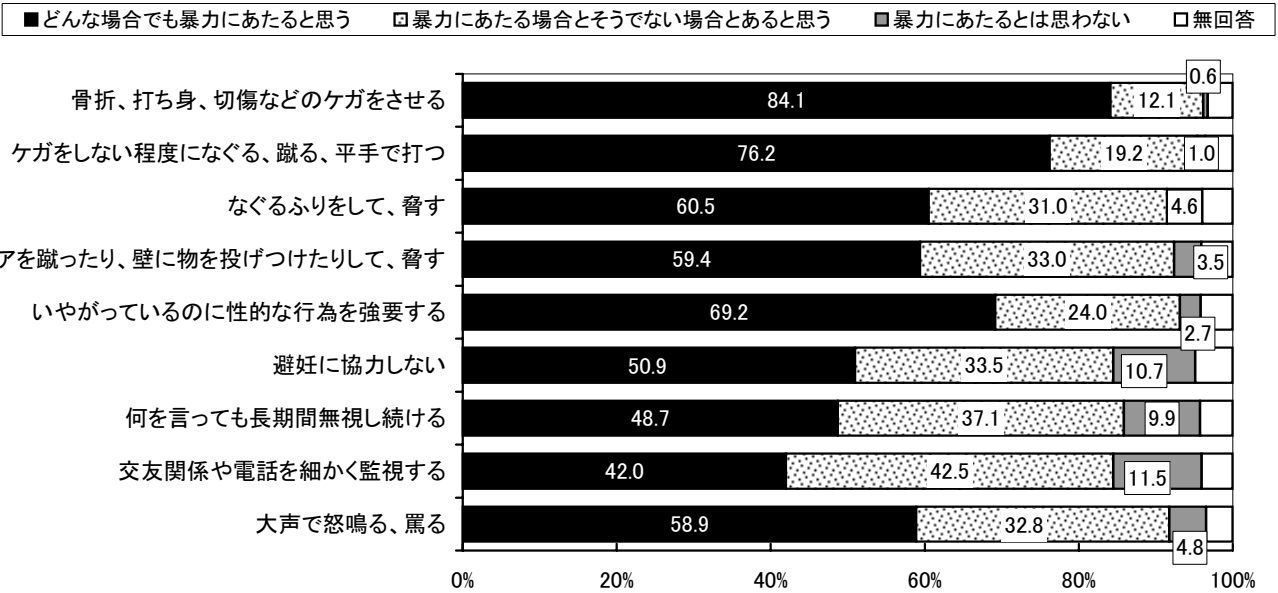
女性の権利に関する意識



(資料: 県民生活・男女参画課 平成17年度、平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

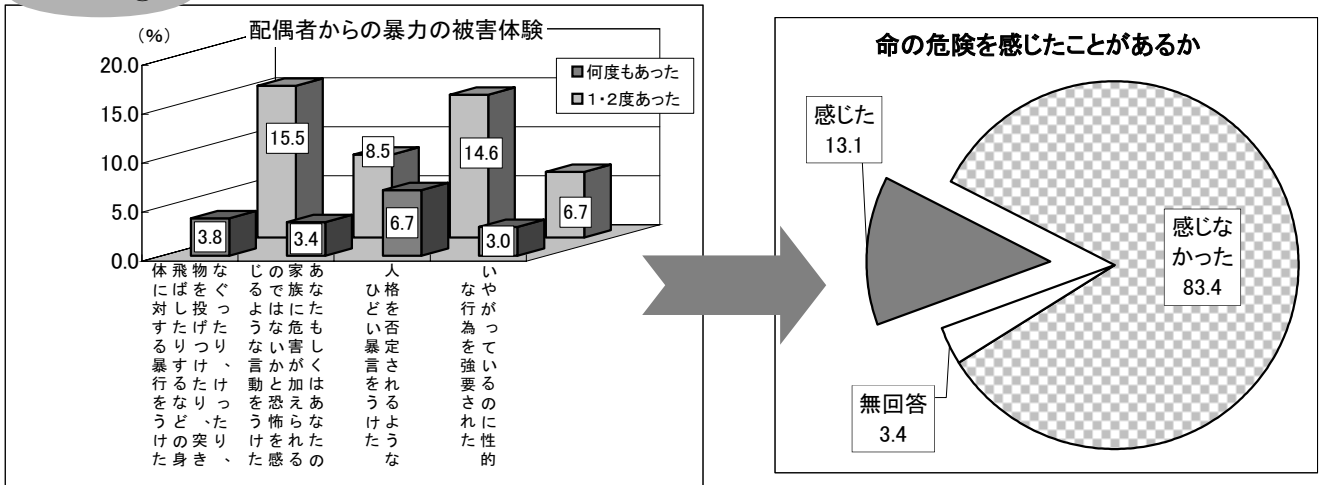
図4-②

夫婦間の暴力と認識される行為 (山梨県)



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

図4-③



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

DVに関する相談は、県女性相談所、県男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合)、甲府地方法務局人権擁護課、各警察署で行っています。

図4-4

配偶者からの暴力に関する相談件数をみると、県全体でH18年度は404件、H19年度は620件、H20年度は913件、H21年度は924件となっており、増加しています。



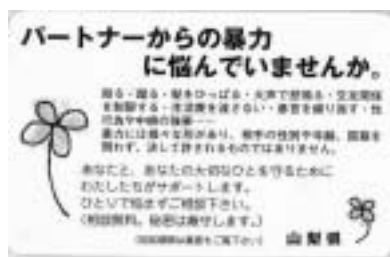
DV相談カードについて

一人でも多くのDV被害者を救済するため、相談機関などを掲載した「DV相談カード」を作成しました。

被害者が手に取りやすい、効果的な場所に設置する取組を進めています。



スーパー・コンビニエンスストアのトイレや病院など、日常生活に密着した場所に設置しています。



(3) 性犯罪被害者への支援と潜在化の防止

○性暴力110番

性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付けています。

(4) 売買春への対策の推進

売買春に対する取締りの強化、啓発、被害者への支援が必要となります。

(5) 人身取引への対策の推進

人身取引は外国人女性等を連れてきて売買春等を強要する国際的な組織犯罪です。「トラフィッキング」といいます。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

図4-4

本県では、「セクシュアル・ハラスメント」が「ある」との回答が事業所調査では6.1%、「ない」が80.8%となっています。

一方、女性従業員調査では、13.6%の人がセクシュアル・ハラスメントを受けたことがあると回答しています。

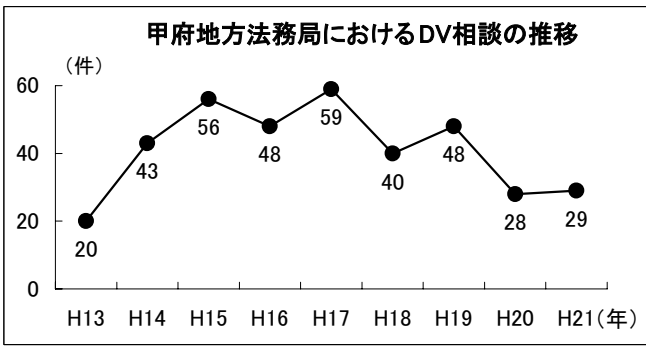
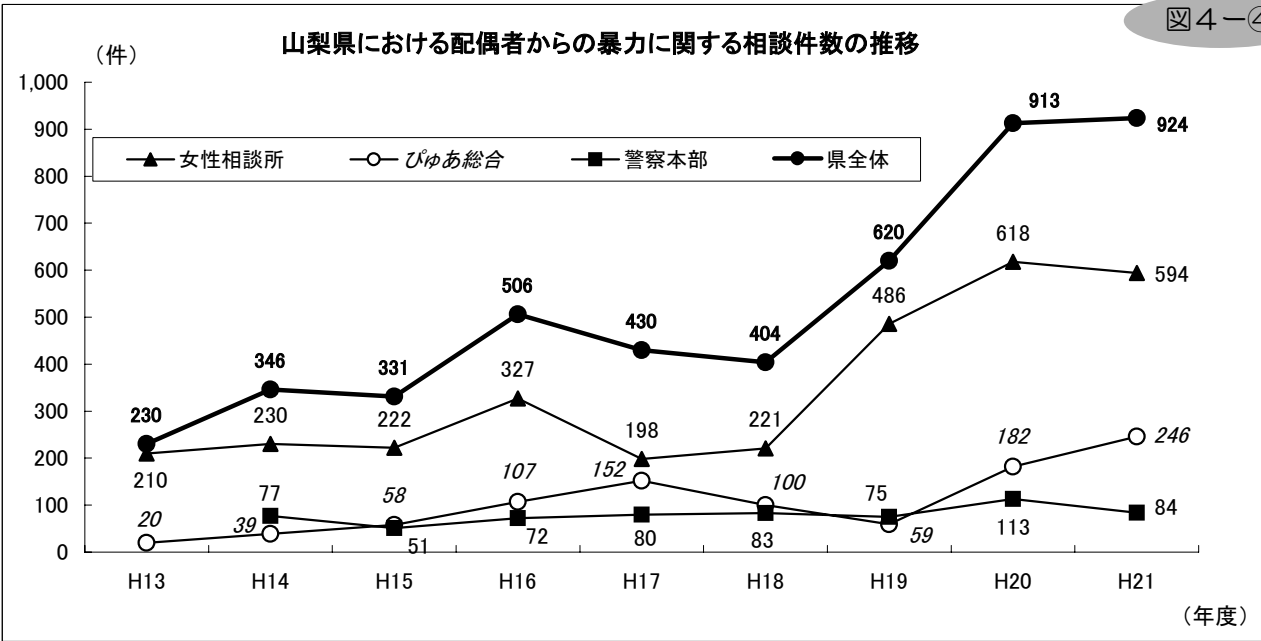
山梨労働局雇用均等室に寄せられた、職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数は、改正男女雇用機会均等法が施行されたH19年度に大幅に増えました。

(7) ストーカー行為等への対策の推進

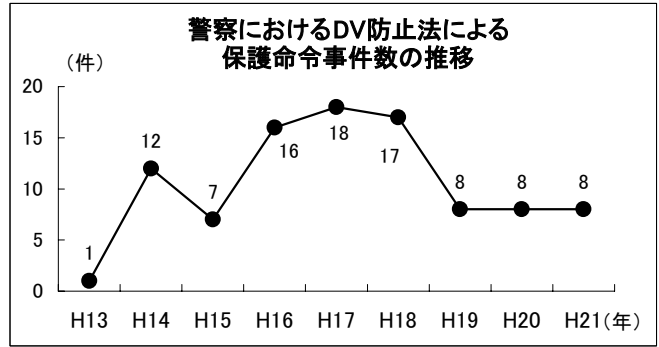
図4-5

ストーカー行為等を防止するため、その根絶に向けた意識啓発、取締りの強化などの取組を行っています。

図4-4

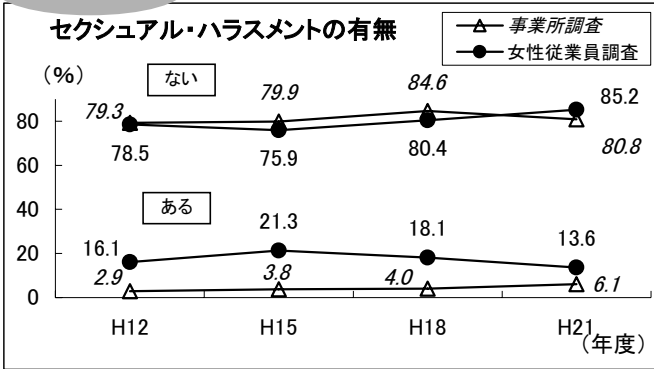


(資料: 甲府地方法務局)

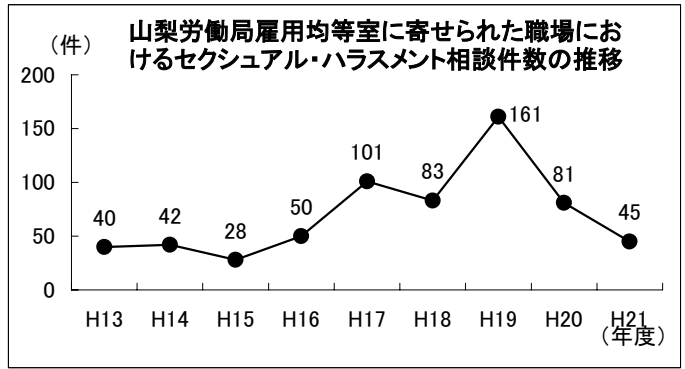


(資料: 警察本部生活安全企画課)

図4-4

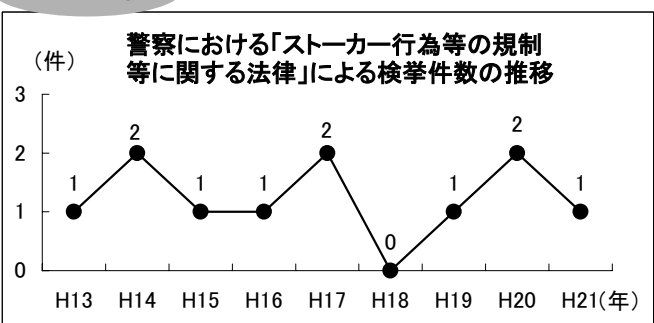


(資料: 労政雇用課「山梨県女性労働者就業実態調査」)

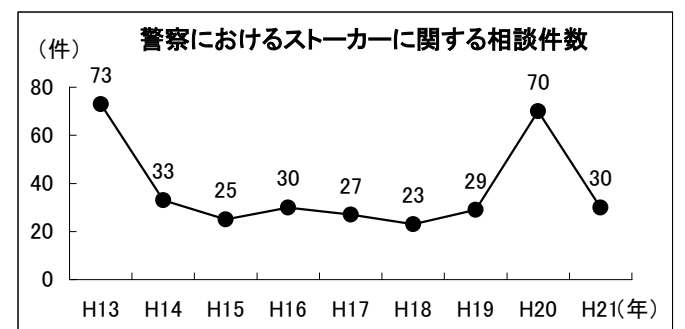


(資料: 山梨労働局雇用均等室)

図4-5



(資料: 警察本部生活安全企画課)



(資料: 警察本部生活安全企画課)

重点目標2 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

図4-6



子宮頸がん予防接種について

県では、がん対策推進の目的で、全国でも先進的な取り組みとして、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用助成事業を実施しました。(H22年度)

助成の対象は、日本産科婦人科学会、日本小児科学会等からワクチン接種効果が高いと推奨されている11歳～14歳のうち、推奨年齢となる小学校6年生を助成対象とし、制度導入時に推奨年齢の上限にある中学3年生についても、経過措置として対象としたところです。

子宮頸がんはワクチン接種だけでは100%予防することはできません。定期的子宮頸がん検診を受けることで、早期病変や早期がんを発見治療することができますので、検診を忘れずに受けることが大切です。

～女性専門外来～

平成17年3月22日に診療をスタートし、性差医療に基づいた診療を提供しています。

女性と男性の身体の仕組みの違いや、生活様式・社会的役割の違いを考慮し、女性特有の疾患やライフスタイルによって生じてくる様々な健康上の問題に対して、より積極的に取り組むための新しい診療スタイルです。女性のヘルスケア全般の向上を目指しています。「こんな症状のとき何科へ行けばいいのかかわからない。」などの相談も受けています。

(2) 妊娠・出産期における女性の健康支援

図4-8

○不妊相談センタールピナス

H16年4月に開設されました。電話と面接により、不妊に悩む夫婦等を対象に不妊に関する個別の相談、情報提供を行っています。保健師による電話相談、医師、カウンセラーによる面接相談を行っています。

(3) 生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供

図4-7

○女性総合相談事業

H7年5月に女性総合相談窓口が設置されました。

個人的な悩みや専門的な助言が必要とされる家庭や社会での様々な相談を、専任の女性相談員2名が受けています。H18年度からは配偶者暴力相談支援センターとしての業務も行っていきます。

図4-8

○女性健康相談センタールピナス

H19年8月に開設されました。女性は、妊娠・出産をはじめ、生涯を通じて、様々な健康上の変化や問題に直面し、女性特有の心身に関する悩みを抱えています。思春期から更年期に至る女性を対象として、保健師による電話相談、医師、カウンセラー等による面接相談を行っています。

○女性の健康週間

H19年4月に策定された国の「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の1つに位置づけられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、H20年度から毎年3月1日から8日までを「女性の健康週間」として、女性の健康づくりの啓発活動を展開しています。

「女性の健康手帳」「女性の健康メモ～中高年編～」を作成しました。



(4) エイズ、性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等に関する適切な教育及び啓発活動の充実

図4-9

県内のHIV感染者及びAIDS患者の報告数は、H11年までは女性が多くなっていましたが、H12年以降は男性の報告数が多くなっています。

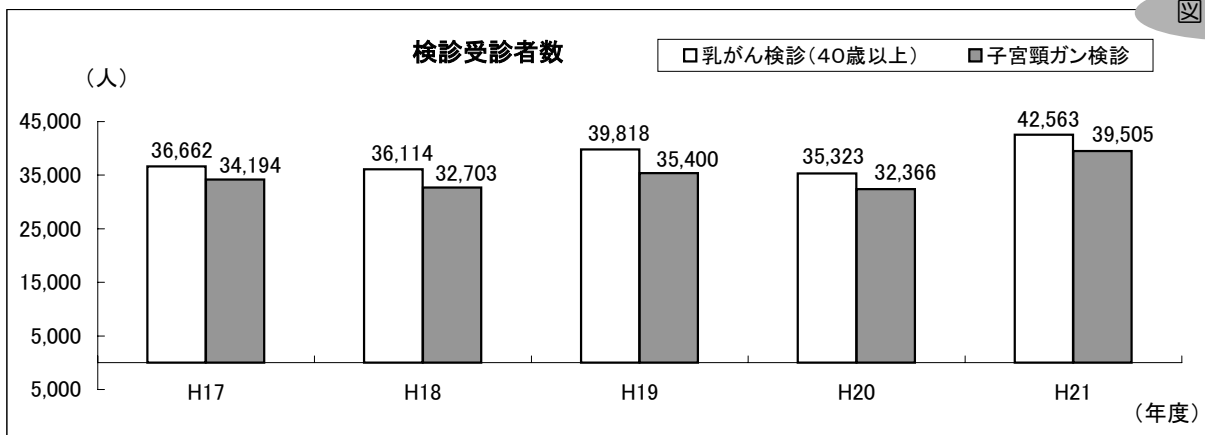
更にHIV/エイズへの理解を深めることが必要となっています。

図4-10

男性の喫煙率は、減少傾向にあります。

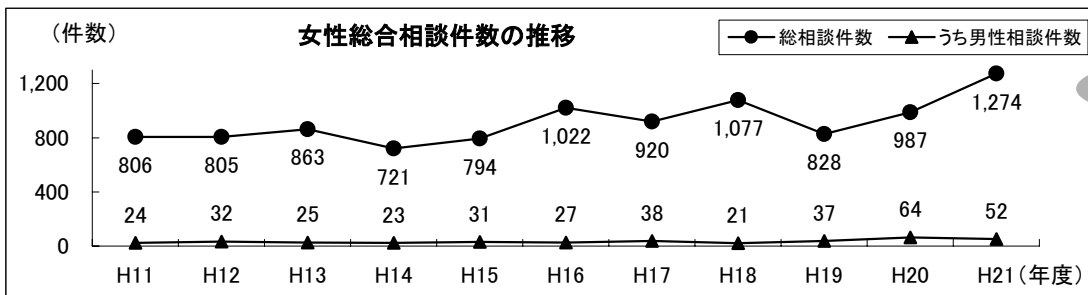
女性の喫煙率は、H10年度から10%を超えています。H16年度に8.9%に下がったものの、H18年度には再び10%台になり、横ばい状態です。

図4-6



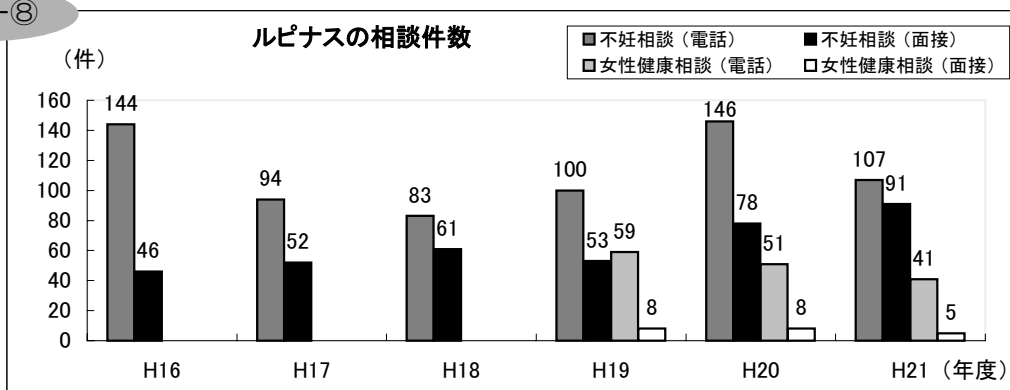
(資料:健康増進課)

図4-7



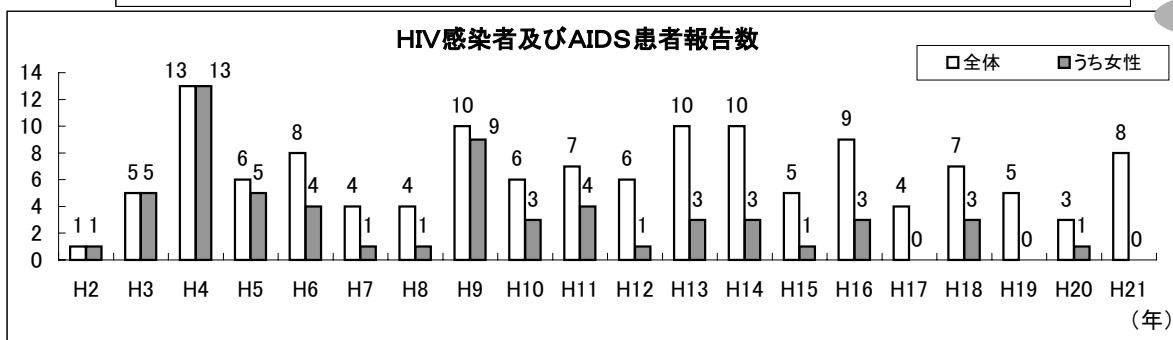
(資料:男女共同参画推進センター業務概要)

図4-8



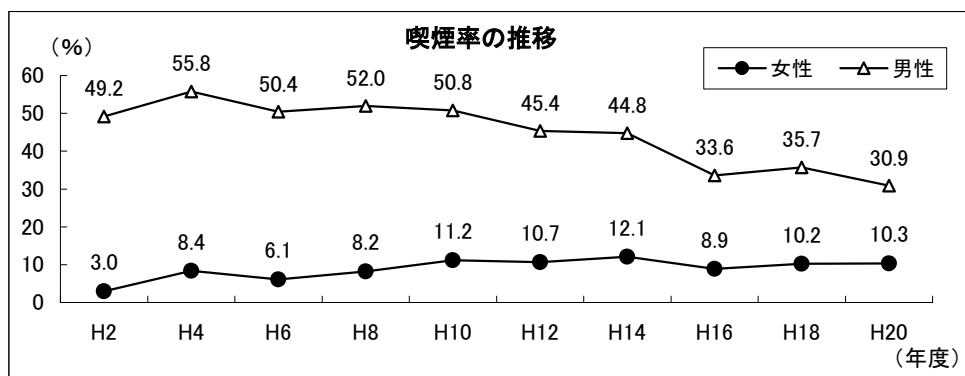
(資料:健康増進課)

図4-9



(資料:健康増進課)

図4-10



(資料:健康増進課)

基本目標Ⅴ 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進

重点目標1 庁内の推進体制の充実

(1) 県の推進体制

図5-①

『男女が互いを人として尊重する学校教育の充実(80.9%)』、『女性が再就職するための研修等の充実(80.4%)』、『女性のための相談窓口の充実(78.2%)』について「重要である」(「大変重要である」と「重要である」)が多くなっています。

○山梨県男女共同参画審議会

男女共同参画計画に関する事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査、審議し、又は知事に建議を行うための附属機関として設置しています。

○山梨県男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に関する諸施策の総合的な企画、調整を行い、全庁一体的、かつ効果的に取り組むために設置しています。

※第2次山梨県男女共同参画計画 (H18年12月策定・計画期間H19年度～H23年度)

人口減少社会への移行など社会情勢の急速な変化に対応していくため、また、新たな分野においても男女共同参画を一層進めるため、5年間にわたり展開する様々な施策の方向を具体的に示した「第2次山梨県男女共同参画計画」を新たに策定しました。

(2) 計画の進捗状況の公表

本「男女共同参画年次報告書」により推進状況を公表します。

(3) 男女共同参画推進センターの機能の充実

男女共同参画社会実現のための自主的な学習や交流などの活動拠点として、女性の自立と社会参画の輪を広げるとともに広く県民に公開し、男女共同参画の地域づくりを推進しています。

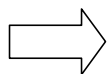
図5-②

利用者数は、自主事業参加者数と貸館利用者数の合計となっています。
貸館には、研修室、会議室のほか、工芸美術室、調理実習室、茶華道室、レクリエーション室、視聴覚室等があります。
また、情報資料室では、各種蔵書、視聴覚ライブラリーが閲覧できます。

(4) 相談・苦情処理制度の周知

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの相談・苦情処理制度を構築し、啓発します。

山梨県男女共同参画推進条例第15条に定められています。



第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 職員研修の充実

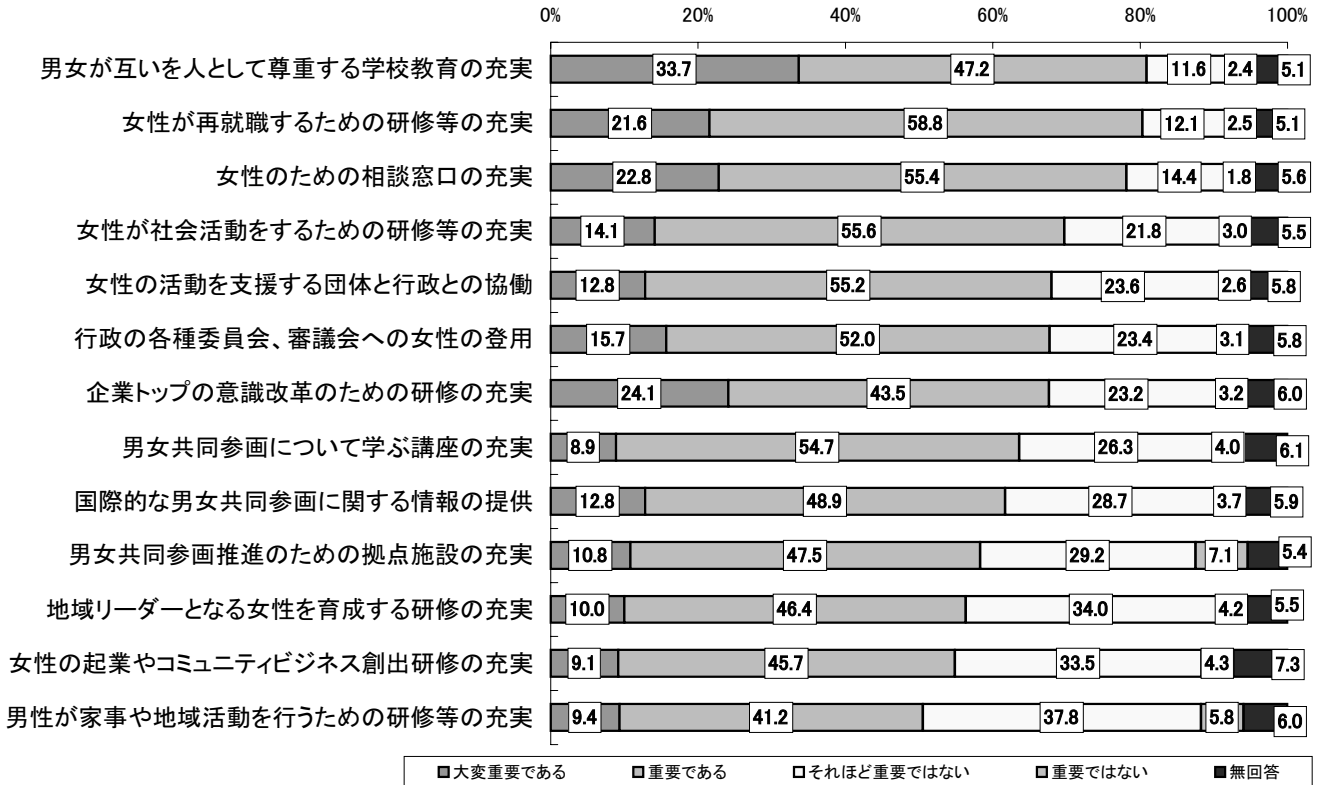
県職員研修のテーマ別研修として、男女共同参画に関する研修を実施しています。

図5-③

- H14 「弁護士目から見た『男女共同参画社会』」
- H15 「男女共同参画推進のために」
- H16 「職員からはじまる男女共同参画」
- H17 「男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくり」
- H18 「男女共同参画の基礎知識」
- H19 「ワーク・ライフ・バランス」
- H20 「分かりやすい男女共同参画一歩が目覚めた理由(ワケ)ー」

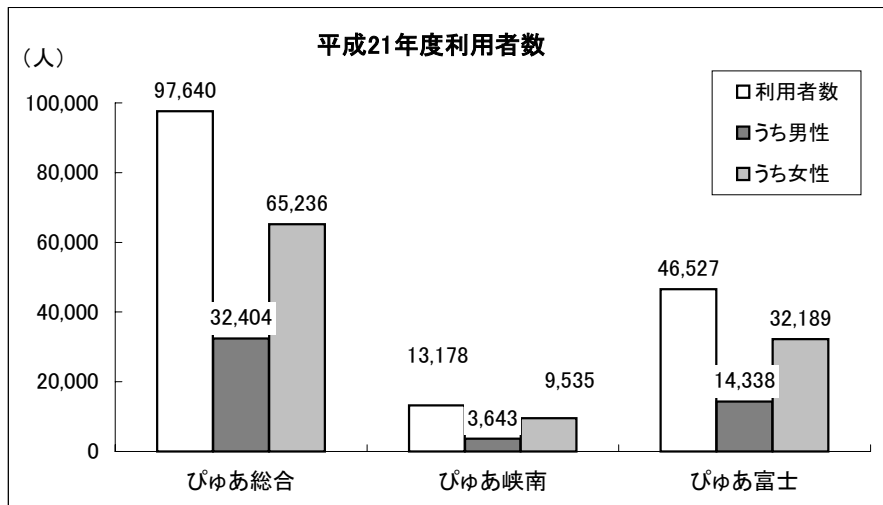
図5-①

男女共同参画社会を実現するために県が行う施策の重要度



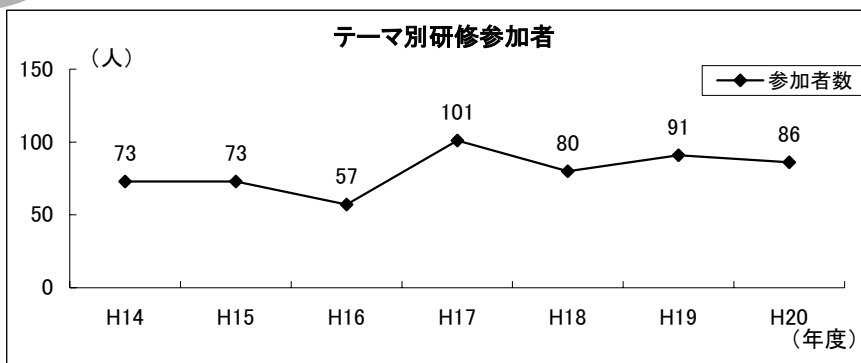
(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

図5-②



(資料: 男女共同参画推進センター業務概要)

図5-③



(資料: 人事課)

重点目標2 市町村及び各種団体との連携

(1) 県民運動の展開

男女共同参画社会の実現に向け、6月の男女共同参画推進月間中に県民と一体となったフォーラムを開催しています。

図5-4

- H14 「21世紀男女共同参画社会の実現を目指して」
- H15 「真の地方自治実現は男女共同参画で」
- H16 「家庭・地域でどう男女共同参画を進めていくか」
- H17 「すべての人が自分らしく生きるために」
- H18 「豊かな暮らしをめざして」
- H19 「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」
- H20 「働く・育てる・暮らす」～ワーク・ライフ・バランスのすすめ～
- H21 「参画の輪をひろげ、笑顔あふれる社会へ」
- H22 「男(ひと)と女(ひと) ともにつこう! 明るい未来(あした)」

(2) 市町村との連携

図5-5

○男女共同参画に関する計画の制定状況

市町村における策定率は、H22年4月1日現在では85.2%(23/27市町村)となっています。

全国で14番目に高い策定率です。全国の策定率の平均は、63.3%となっています。

富山県(100%)、大阪府(97.7%)、神奈川県(97.0%)、山口県(94.7%)、茨城県(93.2%)、秋田県(92.0%)
静岡県(91.4%)、石川県(89.5%)、鳥取県(89.5%)、福井県(88.2%)、埼玉県(85.9%)、島根県(85.7%)
兵庫県(85.4%)

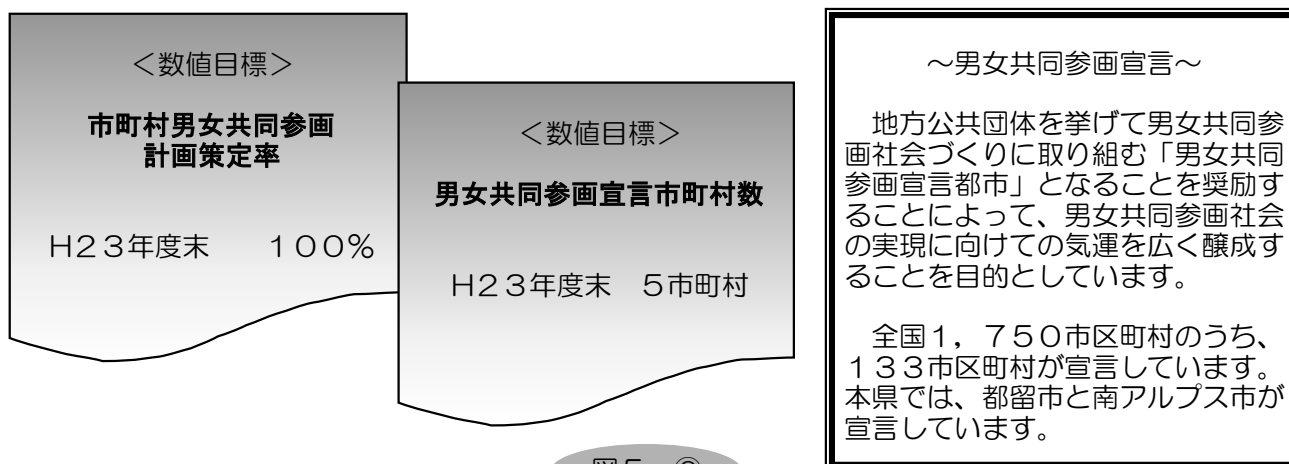


図5-6

○男女共同参画に関する条例の制定状況

市町村における制定率は、H22年4月1日現在では55.6%(15/27市町村)となっています。

全国で7番目に高い制定率です。全国の制定率の平均は、26.2%となっています。

岡山県(77.8%)、石川県(73.7%)、鳥取県(68.4%)、福井県(64.7%)、大分県(61.1%)、福岡県(56.7%)

○男女共同参画推進リーダーの設置

地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進リーダーを設置し、地域での啓発活動や課題解決に取り組んでいます。

＜推進リーダー設置数＞

- ＜7人＞ 甲府市
- ＜6人＞ 富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市
- ＜5人＞ 都留市、山梨市、韮崎市、北杜市、甲州市、中央市
- ＜4人＞ 大月市、上野原市、富士河口湖町
- ＜3人＞ 市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、昭和町、忍野村、山中湖村
- ＜2人＞ 早川町、道志村、西桂町、鳴沢村、小菅村、丹波山村

(3) 関係機関、関係団体等との連携

女性団体が、主体性を発揮し、組織の力を集結して、男女共同参画による地域づくりを進めることができるように、「山梨県女性団体協議会」が実施する事業に対して助成しています。

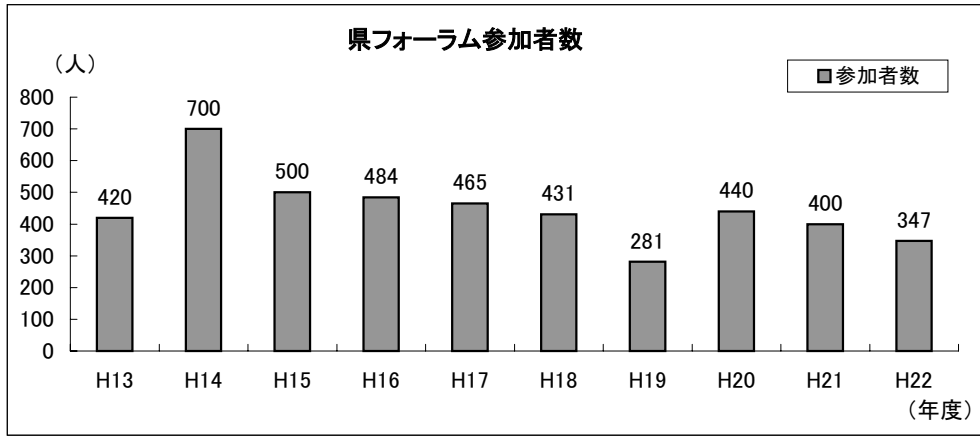


図5-4

(資料: 県民生活・男女参画課)

図5-5

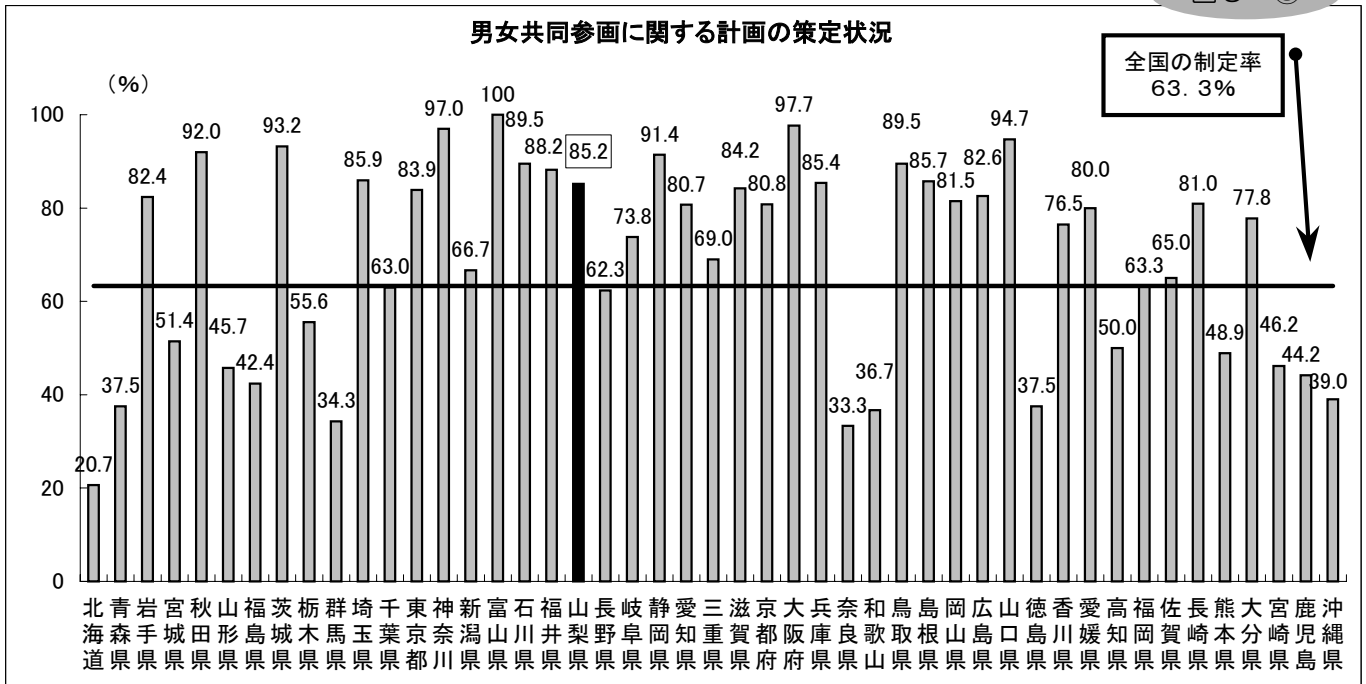
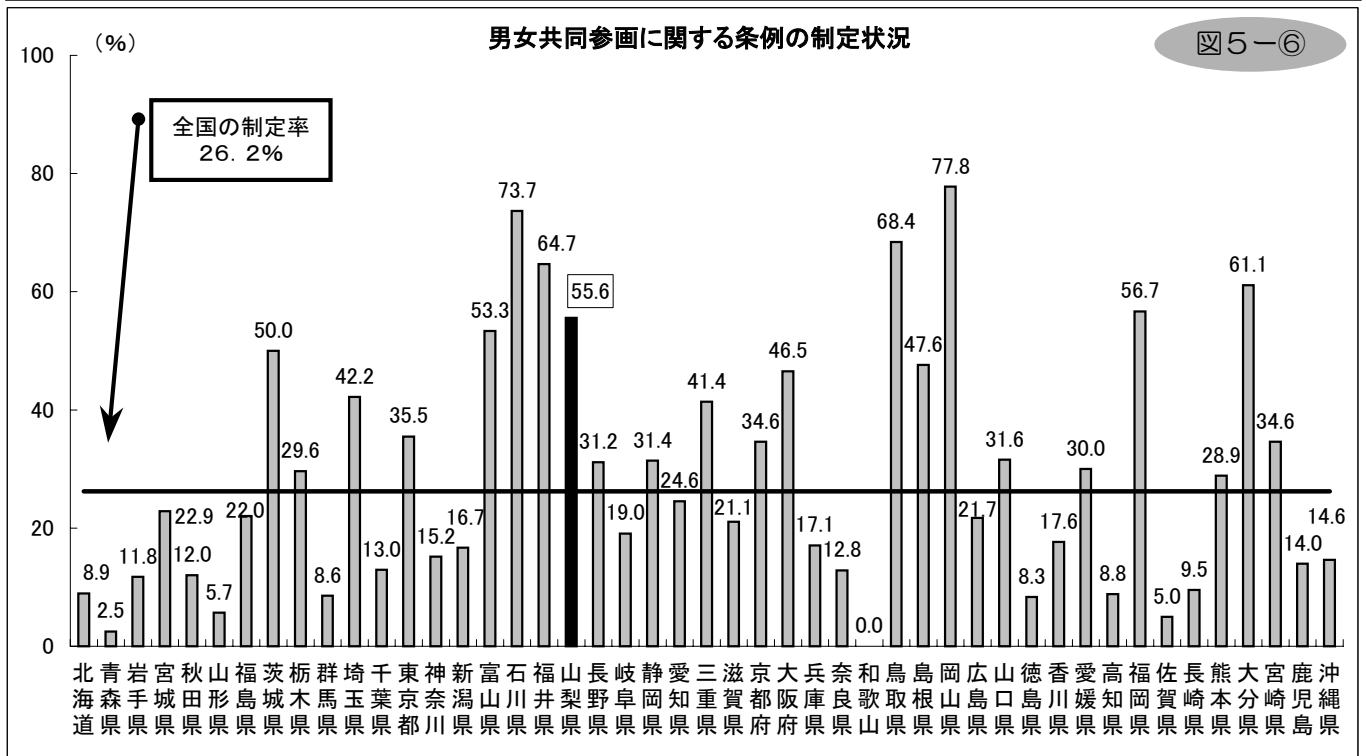


図5-6



(資料: 内閣府男女共同参画局)

